

令和元年第2回嬉野市議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和元年6月5日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開議	令和元年6月20日 午前10時00分			議 長 田 中 政 司	
	散会	令和元年6月20日 午後3時34分			議 長 田 中 政 司	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1番	山 口 卓 也	出	9番	森 田 明 彦	出
	2番	諸 上 栄 大	出	10番	辻 浩 一	出
	3番	諸 井 義 人	出	11番	山 口 忠 孝	出
	4番	山 口 虎 太 郎	出	12番	山 下 芳 郎	出
	5番	宮 崎 一 徳	出	13番	山 口 政 人	出
	6番	宮 崎 良 平	出	14番	芦 塚 典 子	出
	7番	川 内 聖 二	出	15番	梶 原 睦 也	出
	8番	増 田 朝 子	出	16番	田 中 政 司	出

地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市長	村上大祐	新幹線・まちづくり課長	小野原博
	副市長	池田英信	市民課長	
	教育長	杉崎士郎	健康づくり課長	津山光朗
	行政経営部長	辻明弘	子育て未来課長	筒井八重美
	総合戦略推進部長	池田幸一	文化・スポーツ振興課長	
	市民福祉部長	陣内清	福祉課長	
	産業振興部長	早瀬宏範	農業政策課長兼 農業委員会事務局長	福田正文
	建設部長	副島昌彦	観光商工課長	中村はるみ
	教育部長	大島洋二郎	建設・農林整備課長	馬場孝宏
	会計管理者兼 会計課長	諸井和広	環境下水道課長	
	総務・防災課長兼 選挙管理委員会事務局長	永江松吾	水道課長	山本伸也
	財政課長	山口貴行	教育総務課長	武藤清子
	税務課長	小池和彦	学校教育課長	山浦修
	企画政策課長	三根竹久	監査委員事務局長	
広報・広聴課長	井上元昭	代表監査委員		
本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議会事務局長	横田泰次		

令和元年第2回嬉野市議会定例会議事日程

令和元年6月20日（木）

本会議第5日目

午前10時 開議

- 日程第1 議案質疑
- 議案第42号 専決処分（第3号）の承認を求めることについて（嬉野市税条例等の一部を改正する条例について）
- 議案第43号 専決処分（第4号）の承認を求めることについて（嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）
- 議案第44号 嬉野市森林環境譲与税基金条例について
- 議案第45号 嬉野市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 議案第46号 嬉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第47号 嬉野市水道事業の設置等に関する条例等を廃止する条例について
- 議案第48号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について
- 議案第49号 杵藤地区広域市町村圏組合規約の変更について
- 議案第50号 佐賀西部広域水道企業団を組織する地方公共団体の数の増減、共同処理をする事務の変更等及び同企業団規約の変更について
- 議案第51号 令和元年度嬉野市一般会計補正予算（第2号）
- 議案第52号 令和元年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第1号）
- 議案第53号 令和元年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業費特別会計補正予算（第1号）

午前10時 開議

○議長（田中政司君）

皆さんおはようございます。本日は全員出席であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1．議案質疑を行います。

今議会の議案質疑は通告制といたします。質疑につきましては、嬉野市議会会議規則第55条の規定により、同一議題について3回を超えることができない旨、規定しておりますので、

御注意いただきたいと思ひます。

それでは、議案第42号 専決処分（第3号）の承認を求むることについて（嬉野市税条例等の一部を改正する条例について）の質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第43号 専決処分（第4号）の承認を求むることについて（嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）の質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第44号 嬉野市森林環境譲与税基金条例についての質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。まず初めに、山下芳郎議員。

○12番（山下芳郎君）

議案第44号 嬉野市森林環境譲与税、新条例について質問をいたします。

これは、国がずっと以前から検討していたものでありますけれども、皆さん御承知のとおり、昨年、九州北部豪雨で朝倉市、または東峰村の、あの激流による森林の土砂崩れに伴いまして大きな被害があつているということを目の当たりに見ながら、我が市においても十分これは、ということば理解しながら、詳細について質問をいたします。

一応4項目出しています。その中で、先に3項目を質問いたします。

まず、基金の運用と書いてありますけれども、使途、使い道はどうなつているのかということば確認をいたします。

それと、これはネットで調べてみますと、高知県をはしりに各県もこういった制定をしているところがあるわけでありまして、佐賀県においても5年刻みということば先にこういったことの設定をしているわけでありまして、その関係性がどうなのかということば確認をいたします。

あと3点目が、市民の意見と書いてありますが、市民への告知ですね。これは条例が可決するとすれば市民へどういった形で告知をされるのかということば、この3点を先に確認します。

○議長（田中政司君）

建設・農林整備課長。

○建設・農林整備課長（馬場孝宏君）

お答えいたします。

まず、1番の基金の運用と申しますか、どのような事業で行われるかということばございますが、この基金の運用方法につきましては、荒廢した民有林におけます間伐や路網——林道とか作業道のことになります。そういった森林整備に加えて、森林整備を促進するための人材育成や担い手の確保、木材利用の促進や普及、啓発等に充てることとなっております。

そして2番目の、制定している佐賀県との関係性ということですが、森林環境譲与税は国の定める森林環境税による譲与税でありまして、佐賀県でつくっておられます森林環境税というのは独自に定めた税でございまして、国の譲与税との関係、関連性はございません。ただし、県の森林環境税と国の森林環境譲与税についての目的は、どちらも民有林の荒廃森林の整備ということで使われております。

あと、市民への告知ということですが、この森林環境譲与税というのが今年度から始まりました制度でございまして、制度の紹介につきましては、今後、市報及びホームページ等で掲載をしてみたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（田中政司君）

山下芳郎議員。

○12番（山下芳郎君）

この質問をするに当たりまして、今、課長のほうから詳細な資料をいただいております、経緯等々、使途についてもいただいておりますので、それを照らし合わせながら、また、今、課長から答弁があったとお理解をいたしております。

その中で、佐賀県との関連性は直接ないということですが、市民の該当される方に対して、重ならないような、重なる部分があるとするなら、そこら辺の情報の共有というのはどういった形であるのかどうか、確認したいと思っております。

最後の質問の目的ということを入れていますが、この条例を制定するに当たりまして、その目的の明示もお願いしたいと思います。

それと、その目的をまた御答弁いただきましたら、大事なことでするので、市民にお知らせする中でわかりやすい、こういった形にするんですよという目的を条例の中に入れてはどうかと思っております。ネットで見てみますと、趣旨という形で出される自治体もあるわけですので、そこら辺の確認をしたいと思っております。

以上、お願いします。

○議長（田中政司君）

今の先ほどの質問は、第6条の目的とは関係ない目的ということですかね。（「これは第6条ではありません。ごめんなさい、第6条と書いていますけれども、全体の目的のことです。森林環境譲与税の目的ということで」と呼ぶ者あり）そういう意味での目的ですね。この第6条とは違うということですか。（「はい、そうです」と呼ぶ者あり）そしたら、今質問をされたのは、先ほどからの質問の続きの中の2回目というふうに捉えていいですね。

（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）建設・農林整備課長。

○建設・農林整備課長（馬場孝宏君）

お答えいたします。

1つ目の、国の森林環境譲与税で施業を行う部分と県の森林環境税で行う部分のダブリがないかということですが、まず最初にお答えからいたしますと、ダブることはございません。

まず、流れから言いますと、うちの現状の団地、整備をされている森林、そして荒廃している森林、こちらの団地の状況が今現在、不明確な部分が多々あります。そういったことで、こちらで持っております林地台帳と県が持っております過去10年間の施業履歴と、森林レーザーといいまして、レーザーを当てることによって、整備をされている山林と荒廃している山林の区別がある程度わかるということで、そちらのデータを所有されておりますので、うちのほうから林地台帳というものを県のほうに情報をお渡ししております。それをもとに県のほうで団地設定とかそういうものをつくっていただきますので、ダブるということはありません。

あと、目的でございます。目的といたしましては、先ほど議員さんもおっしゃりましたが、荒廃森林が多く存在する中で、記憶に新しいところでは平成29年に起きました九州北部豪雨での流木の被害によりまして甚大な被害が起きたところでございます。このことによって、多くの国民の財産が奪われたというところでございます。このことから、災害の防止や水源の涵養、あと自然環境の保全、地球の温暖化防止、さらには、木材の生産等の多面的機能を維持、または向上させることを目的といたしております。

あと、基金条例のほうにそういう趣旨を入れたらということですが、私どもの市の基金条例、あと県外の森林環境譲与税のほうをずっと参考に作成をさせていただいているわけですが、そちらのほうをもとに作成しておりますので、私が確認したところで、趣旨が書いてあるところがほとんどありませんでしたので、今回は入れていない状況でございます。ただ、今後、市民の皆様には、先ほど申しました市報なりホームページ、そういったところで情報を流していければなというふうに考えております。

以上です。

○議長（田中政司君）

山下芳郎議員。

○12番（山下芳郎君）

それでは、条例には入れないけれども、市民にお知らせする内容についてはしっかりと目的も明示しながらお知らせをしたいということですね。

それと、私の間違いでしたけれども、東峰村等々の豪雨は一昨年になりますね、平成29年ですから。間違っておりました。

あと、県との関連もそういったかぶりはないということで、それぞれ明確に使い分けをしながら使っていきたいということですね。わかりました。

そんな中で、文面的に私有林となっているんですけど、これは国の流れも全部そうですね。

例えば国有林、県有林、要するに嬉野市の市有林という言い方をずっとしてきた中で、国からそういったことが来ているからある面じゃやむを得ない部分もあるんでしょうけれども、民有林という言い方をしたほうが市民はわかりやすいんじゃないかと。漢字で書けばわかるんでしょうけれども、口で伝えるときに、非常に勘違いとか、全然真逆のことでもありますので、そこら辺については告知のときも含めてどうお考えなのかと思っております。

いずれにしろ、私も経験上、昭和62年の全国植樹祭がありまして、以前宿泊された旅館で宿泊なさって、相当大きなイベントでありました。その話の中で、佐賀県は全国でも有数のヒノキ、杉を含めた人工林の植栽率が高い県ということで聞いておりました。ただ、現実的には私もそうですけれども、高齢化と同時に管理が、山の価値そのものもなくて壊しておりますので、ぜひこれについては特に、制定の後は、告知と同時に活性化につなげて有効活用をしていただきたいと思います。一応答弁をお願いします。

○議長（田中政司君）

建設・農林整備課長。

○建設・農林整備課長（馬場孝宏君）

お答えいたします。

表現の、私有林を民有林にということでございますが、確かに、国からの通達なり文書なりについては私有林ですね。漢字を見ればすぐわかるんですが、口で言った際は非常に勘違いをしやすいというふうなことでございます。

これから先、うちとしても団地の設定をして、その団地内にいらっしゃる所有者の意向調査等を行う予定でございます。その意向調査等を行うときに、表現としては確かに民有林がいいのかなというふうには考えております。文言の表現としては私有林というふうな形で書かせていただいて、その説明の際には民有林というふうな形でお話をしていきたいなというふうには考えております。

以上です。（「わかりました、以上です」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

次に、宮崎一徳議員。

○5番（宮崎一徳君）

同じく森林環境譲与税についてお尋ねをいたします。

森林経営計画及び森林台帳、これの作成が必要と思われませんが、これの進行ぐあいをお伺いしたいと思います。

○議長（田中政司君）

建設・農林整備課長。

○建設・農林整備課長（馬場孝宏君）

お答えいたします。

まず、森林経営計画について御説明いたします。

森林経営計画は、平成24年度から制度が始まりまして、平成31年4月までに5つの団地が終了をしております。現在、4団地が整備計画中ということでございます。

また、森林台帳作成についてですが、議員御質問の台帳につきましては、林地台帳ということで理解をいたしましてお答えいたします。

この林地台帳につきましては、昨年度、平成30年度に林地台帳管理システムというものを構築いたしまして、既にシステムといたしましてはでき上がった状態でございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

宮崎一徳議員。

○5番（宮崎一徳君）

森林経営計画については、9団地のうち5団地が済んでいると。あと残される4団地が今進行中というようなお話でございましたけれども、この4団地は、いつごろ作成完了の見込みでございましょうか。

○議長（田中政司君）

建設・農林整備課長。

○建設・農林整備課長（馬場孝宏君）

お答えいたします。

4団地それぞれ年度が違いますが、1つが平成26年6月、そしてもう一つが平成27年7月、そしてもう一つが平成28年9月、それから、最後は平成30年6月に計画の作成をしたところでございます。いずれも5カ年間ということでございますので、5年間での完了を予定しているということでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

宮崎一徳議員。

○5番（宮崎一徳君）

それでは2点目、現在……

○議長（田中政司君）

もう3回目ですよ。

○5番（宮崎一徳君）続

ここに項目を書いている2と3を一発で質問すればオーケーということですね。

○議長（田中政司君）

はい。

○5番（宮崎一徳君）続

わかりました。

現在、嬉野市の私有林の面積及び整備された森林面積は幾らほどかということと、佐賀県森林環境税の扱いはどのようになるか、この点につきましては、先ほどの山下議員の質問の答弁で理解できましたので、この分については取り下げをいたします。

○議長（田中政司君）

建設・農林整備課長。

○建設・農林整備課長（馬場孝宏君）

お答えいたします。

嬉野市の私有林の面積及びその整備された森林面積は幾らかということでございます。

嬉野市の民有林——すみません、民有林と表現させていただきます。民有林の面積は現在5,438ヘクタールでございます。そのうち約4,100ヘクタールが人口林というふうになっております。整備された森林面積につきましては、こちらで把握できている分で申しますと、平成20年から29年までの10年間で整備された面積が約798ヘクタールでございます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

これで議案第44号の質疑を終わります。

次に、議案第45号 嬉野市職員定数条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに辻浩一議員。

○10番（辻 浩一君）

今回の改正のところが、派遣、休職、育休の場合は定数に含まないというふうな改正になっておりますけれども、そうなりますと、職員の定数を満たさなければならないと私は思うんですけれども、そこは正規職員で満たすことになるのかどうかということ、まずお尋ねいたします。

○議長（田中政司君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（永江松吾君）

お答えします。

まず、第2条の分の定数を定めておりますけれども、この中身を御説明したいと思いますけれども、第2条で定めている定員に含まれるものは一般職の職員、それから、任期付きの一般職の職員がこの定数にカウントされるものとなります。

したがって、今、再任用職員についてはフルタイムではありませんので、これが外れます。それから、非常勤職員も外れます。それから、特別職も当然外れるという内容になっております。

それで、実際の派遣、休職、育休の場合の補充の職員ですけれども、ほかの団体への派遣

をしている職員については補充は基本的に行っておりません。（発言する者あり）他団体へうちから職員を派遣した場合についての補充というのは行っておりません。休職も補充はほとんど行っておりません。育児休暇の分は補充を行っておりますけれども、育児休暇を1年以上とられる方につきましては、任期つき職員というのを補充しておりますので、任期つき職員がここの定数に入るということになってきます。（発言する者あり）育児休暇で任期つき職員をとった場合はだから、今育児休業の職員と任期つき職員が二重にカウントされるということになるわけですね、この改正をしなかった場合は。それを解消しようというところでございますが、趣旨としましては。

○議長（田中政司君）

辻議員、よかですか。（「ちょっと待ってくださいね」と呼ぶ者あり）暫時休憩しますか。（「はい」と呼ぶ者あり）
暫時休憩します。

午前10時23分 休憩

午前10時24分 再開

○議長（田中政司君）

再開します。
辻浩一議員。

○10番（辻 浩一君）

今説明をいただいてわかりましたけれども、いずれにしても、きのう来、部長に質問が出ておりましたけれども、正規職員のマンパワーをふやして仕事の効率化というふうな話もありましたので、そういった部分を含めて、職員数については今後検討をいただきたいということを申し上げておきます。

以上です。

○議長（田中政司君）

よろしいですか、答弁は。（「よかです」と呼ぶ者あり）
次に、増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

私も、議案第45号 嬉野市職員定数条例の一部を改正する条例について質問をさせていただきます。

まず、今議会での改正ということですが、どうして今議会でしょうかということが1点目です。

それと、現在、条例改正の対象職員は何人でしょうかということ、まず、その2点お願いいたします。

○議長（田中政司君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（永江松吾君）

お答えします。

まず、1点目の、なぜ今の改正かということでございますけれども、先ほど答弁しましたように、市役所外に派遣している職員を定数にカウントしておりましたので、市役所内の勤務する職員に限定をしたいということですが、これは前々から派遣をしておりますので、その上で検討をしておりましたが、今回あわせて改正を入れたものです。

それから、非常に今若い職員が多くなってきておりますので、育児休業をとられる職員もふえてきております。育児休暇をできるだけとっていただきたいと思っておりますので、そういったところは職場に気にすることなくそういう取得をしていただくように、働き方改革の一環でもあります。そういうところを勘案しましてこの対象外の職員を入れる条例の改正をしたところでございます。

対象職員でございますけれども、これの対象外になります職員は改正後の第3条第1項の規定で申し上げますと、1号の派遣職員に該当する者が13名、2号に該当する者は今現在おりません。3号が育児休業ですけれども、今現在3名、4号の公益法人の派遣該当が1名となって、全部で17名です。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

今回改正ということで、合同説明会のときに他の市町もほとんどこのような条例をされているということをお聞きしたんですけれども、これまでの間、検討はずっとされてこなかったのかということのお尋ねです。

これだけ今まで人手不足ということがあって——他の市町はそういう条例をつくられていたということだけでも、これまで検討をされなかったのかということが1点。

あと、この条例の制定によって、市政運営というか、職員の方が今までと変わりなく仕事ができるのかということのお尋ねをしたいと思っております。

○議長（田中政司君）

行政経営部長。

○行政経営部長（辻 明弘君）

お答えいたします。

これまでの検討をされたかということですが、これまでも、ここ数年来にわたってこの定数の問題、私たちも各機関の分で不足するんじゃないかというようなところは考えてきておりましたので、それをいつこういう形で提出をしようかというところは考えてきておりました。先ほど総務・防災課長も申し上げましたとおり、育休をとられる職員が多いと。今後

もそういう職員が多いと見込まれますので、この時期にやったということでございます。

それと、市政運営にどう影響するかということでございますけど、育児休業の職員の代替の職員として任期つき職員を雇用しております。対象者がふえたときに定数の制限外と、先ほど申し上げたとおりでございますけど、そういう二重カウントの分がありましたので、ここで解消をしたいということで今回提案をしております。

以上です。

○議長（田中政司君）

増田議員、3回目ですね。

○8番（増田朝子君）

はい、3回目です。

今回の条例改正によって、本当に職員の方の働き方改革とか負担にならないような、そういう条例改正になることを期待したいと思います。

以上です。

○議長（田中政司君）

答弁はよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次に、山口卓也議員。

○1番（山口卓也君）

私も、この条例改正が、定数除外の数を設けることによって人数がふえるのかなというふうな考えでおったんですけれども、辻議員の質問の回答で、定数を超える可能性が出てくるので定められたというふうな趣旨というふうな受け取っていいのかという質問と、先ほどの答弁でありましたけれども、(4)の公益法人等への職員の派遣は今後もカウントし続けるということなんですかね、2点お伺いします。

○議長（田中政司君）

行政経営部長。

○行政経営部長（辻 明弘君）

お答えいたします。

先ほど定数を超える可能性が出てきたというのは、ここ数年来、このダブルカウントの分がありましたので、どうしても検討をせざるを得なかったということでございます。

それとあと、公益法人への派遣につきましては、これはずっと続けるかどうかというところは、まだ今の段階では、例えばあと何年というようなことは今決めておりませんが、継続が必要な場合には、必要な時期までは継続をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（田中政司君）

山口卓也議員。

○1番（山口卓也君）

先ほどの2名の議員もおっしゃいましたけれども、人員不足というのが多方面から出てきていると思いますし、私も実感しているところであります。定数条例を改正するこういった機会もありますし、今後定数そのものも考えてもいいかなと思いますし、さっきの(4)の、今はカウントし続けるということですがけれども、こういった条例をつくれるということですので、その分定数をふやしてもいいのかなと私は思っています。

今後、そういったことも検討をしていただければなというふうに思うんですけれども。

○議長（田中政司君）

行政経営部長。

○行政経営部長（辻 明弘君）

お答えいたします。

議員の皆様からも、職員不足の問題は毎回のように御提案いただいておりますので、今後、定数の問題も含めてまた再度検討をさせていただいて、提案する場合もあろうかと思っておりますので、その際はよろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

これで議案第45号の質疑を終わります。

次に、議案第46号 嬉野市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

これで議案第46号の質疑を終わります。

次に、議案第47号 嬉野市水道事業の設置等に関する条例等を廃止する条例についての質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに、増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

議案第47号について質問をさせていただきます。

こちらは、来年度からの水道事業の統一化ということで、佐賀西部広域水道企業団に統合するため関係条例を廃止するという事なんですけれども、この佐賀西部広域水道企業団に統合されますけれども、これまでとはどう変わるんでしょうかという質問が1点。

あと、来年統合になるんですけれども、統合のメリットは何でしょうか、2点お伺いします。

○議長（田中政司君）

水道課長。

○水道課長（山本伸也君）

お答えいたします。

佐賀西部広域水道企業団に統合することで、水道事業の経営が市から佐賀西部広域水道企業団に変わることになります。現在の水道課は、企業団の嬉野営業所——仮称ではありますが、嬉野営業所と変わります。当分の間、市の職員が企業団に派遣という形で窓口業務を行うことになります。

2番目の、統合のメリットは何かということですが、統合後のメリットとして、人口減少等に伴う給水収益の低迷、施設の老朽化が進む中、施設の統廃合により施設の維持管理や施設・設備更新等の費用、人権費が削減できます。

また、現在、職員の高齢化、また職員の増員が難しい状況において、組織の統合により、専門的知識を持つ人材の育成や災害対策の強化ができます。

あと、資金面においてですが、統合、広域化することにより国の交付金制度が活用できることになっております。

以上です。

○議長（田中政司君）

増田議員。

○8番（増田朝子君）

統合のメリットをいろいろ答弁いただきましたけれども、しばらくは市の職員の方がそちらの企業団の嬉野支所になるということですがけれども、先々は、じゃ、その市の職員さんも企業団の中での雇用になると思うんですけれども、立場でですね。そしたら、そこで雇用自体も市の職員の方がずっと永久的にそちらに派遣という形になるんでしょうかというのが1点。

それと、先ほど維持管理とかというのが出てきましたけれども、今後の緊急時の対応はどうされるんでしょうか。

それと、布設整備の、老朽管の整備が企業団になることによって、市の負担はどうなるんでしょうかということをお尋ねします。

○議長（田中政司君）

水道課長。

○水道課長（山本伸也君）

派遣の職員についてですが、当面の間は嬉野の仮の営業所に職員が派遣ということになります。あくまでも今の計画の中では、年数がたてばまた嬉野市の職員が企業団の本庁に派遣となる可能性もあると思いますし、またこれも予定ではありますが、営業所の統合ということも考えられますので、統合した場合は営業所が2つあったものが1つになるわけですので、そこで派遣職員の数も減っていくという状況になると思います。

緊急時の対応ですが、緊急時の対応については、統合参加団体の現状を踏まえて、市町村

と調整を図りながら、災害対策基本計画、応急対策マニュアル等を佐賀西部広域水道企業団内にある統合準備室で現在策定中であります。現在の日本水道協会佐賀支部での災害総合応援等は、これまでどおり運用をされることになります。

組織が変わることで、統合前の緊急時対応と統合後の緊急時の対応が変わることはないことを認識しております。

また、組織が大きくなりますので、情報の共有ができて、組織全体で当たることができるものと考えております。

以上です。

○議長（田中政司君）

もういっちょ、市の老朽管の整備。

○水道課長（山本伸也君）続

すみません。老朽管の整備の市の負担ということで、水道事業で統合することによって、老朽管等の更新については10年間ではありますが、国の交付金の事業で行うことが可能となります。その際、整備費の3分の1を市が負担することになります。

以上です。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。3回目ですね。

○8番（増田朝子君）

確認です。統合化になっても、市民はこれまでの水道事業と何ら変わらないということに理解してよろしいのでしょうかということが1点。

それと、老朽管の整備ということですが、いろんなところで今結構、老朽化が進んでいると思うんですけども、今後そこは上限なくずっと交付金で3分の1、そんなふうにしてずっと老朽管の整備ができるということに理解していいんですか。これからずっと出てくると思うんですけども、予算の範囲内とかになるかと思えますけれども、そこはどのようにお考えでしょうか。

○議長（田中政司君）

水道課長。

○水道課長（山本伸也君）

お答えいたします。

今現在は統合しておりませんので、単独で全部、老朽管の更新費用を出しておるんですが、今後合併するというので、10年間は交付金の措置があって、市は3分の1の負担で更新ができるということになりますので、この交付金が出る10年間で老朽管の更新を進めていくという計画であります。

あと、市民の方に対して現在の水道事業の状況ですけれども、経営の主体が佐賀西部広域

に移るといっただけ——だけと言うたらあれですけど、大きなところは経営が移るところでありますので、今の水道事業の体系が大幅に変わるということはありません。

以上です。

○議長（田中政司君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）。

次に、宮崎一徳議員。

○5番（宮崎一徳君）

先ほどの増田議員の質問と重複している部分がございますので、それを除いた分で質問をさせていただきます。

まず、統合後のメリットは既に話をされましたので、デメリットがあればそれをお伺いしたいのが1点目。

2点目の緊急時の対応も理解できましたので、これは省きまして、3点目、水道管等の改修における、今、市内業者がやっておりますけれども、この整備についてどうなるのかについてお伺いをしたいと思います。

○議長（田中政司君）

水道課長。

○水道課長（山本伸也君）

お答えいたします。

デメリットということではありますが、なかなか。考えているところですが、統合直後は、どうしても手続等で市民の方に御迷惑をかけるところがあるのではないかと考えております。それも時間がたつにつれて、事務の統一とかあると思いますので、なるべく早目に市民の方に御迷惑をかけないような手続ができるように努力をしたいと考えております。全体的な水道事業の運営としては、特にデメリットはないのかなという認識であります。

次に、管工事組合、市内業者による整備についてということですが、当分の間は、管工事組合の営業エリアは維持されます。その後も、基本的な考え方として、管工事組合の営業エリアは維持されるものと認識をしております。

以上です。

○議長（田中政司君）

宮崎一徳議員。

○5番（宮崎一徳君）

管工事組合の工事について、当分の間というような表現がございましたけれども、これは約何年とか、等々がありますでしょうか。

○議長（田中政司君）

水道課長。

○水道課長（山本伸也君）

お答えいたします。

当面の間についてですが、佐賀西部企業団のほうにも問い合わせたことがあるんですが、今の、現時点ではここを明確な数字化ができないということでしたので、今の現時点での事業計画の中では当面の間ということで回答をするような形になります。

以上です。

○議長（田中政司君）

宮崎一徳議員。

○5番（宮崎一徳君）

その後は、同じようなエリアになるというようなお話もいただきましたけれども、広域の企業団でございますので、そのエリア内にはたくさんの管工事の業者さんがいらっしゃるんじゃないかなというふうに思います。例えば嬉野市内、エリアにおいて、ほかの業者さんが入ってくる、そういうふうな可能性があるのかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

私は西部広域水道企業団の議員としても今出席をしておりますけれども、その議会の中でのやりとりを御紹介させていただきますと、それぞれの町に管工事組合というのがございまして、そこは、基本的にはそのエリアのこれまでどおりのエリアでの営業を尊重するというような合意はなされているところでございます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

これで議案第47号の質疑を終わります。

次に、議案第48号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更についての質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第49号 杵藤地区広域市町村圏組合規約の変更についての質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第50号 佐賀西部広域水道企業団を組織する地方公共団体の数の増減、共同処理をする事務の変更等及び同企業団規約の変更についての質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに、山下芳郎議員。

○12番（山下芳郎君）

議案第50号であります。佐賀西部広域水道企業団に加入するという事の中でですけど

も、9項目出しておりますが、一応前提をいたしまして、あつてはならないことでしょうかけれども、今の天候異変等々、異常気象等を含めて、事故等で嘉瀬川水系からの使用ができなかったときの対応についてお尋ねするわけです。

その中で、本市における計画といたしまして、嘉瀬川がありはしますけれども、支流を清水の浄水場を使うという形になっております。そして、西部広域を利用しながら、自己水源としては清水の浄水場がメインになってくるかと思いますが、そうなったときに使えないと、送水ができないということになったとき、自己水源でありますメインの清水浄水場を――塩田地区がメインですけれども、丸尾平のほうに送水する切りかえができるのかということの確認です。

それともう一つは、経営面と申しましょうか、企業団でありますので、そこに我々議員が入って確認できるのか、チェックできるのかということをお慮しております。

5点目もその関連であります、政策提言できるのかということですが。

あと、この6番、8番につきましては、先ほど質問、答弁がありましたので、おおむね理解をいたしました。

7番について、統合することでのスケールメリットが大きな効果でありますので、そのようなことも含めて水道料金の改定はどうなっていくのか。先々の目安があるのか、確認をいたします。

それと、最後ですけれども、市民への説明はどうするのかということで確認をいたします。以上です。

○議長（田中政司君）

水道課長。

○水道課長（山本伸也君）

お答えいたします。

事故等で嘉瀬川水源が使用できないときの対応ということですが、事故等、緊急での対応については先ほど説明いたしました。佐賀西部広域水道企業団の準備室で危険・危機対応対策マニュアル等が作成されているところであります。

当然、統合するということが組織も大きくなりますので、情報の共有と組織全体でそのことに当たることができるということです。

統廃合により水源も減るわけですが、佐賀西部広域水道企業団のほうでは、各自治体の自己水源の把握は十分に行われておまして、浄水場の一部の統廃合についても、給水に影響がないように事業計画がされております。

災害時において関係市町での相互融通ですね。例えば、武雄市のほうから嬉野市のほうに管を引いて、嬉野市に相互融通等ができるのかということのところは、現在のところまだそういう予定はありません。ですので、関係市町からの相互融通での災害対応は今のところ予定には

上がっておりませんので、給水車等での対応になっていくこととなります。

あと、緊急時の自己水源の切りかえですが、今現在、1日の最大の給水量ということで清水のほうで6,550トン、岩ノ下のほうで950トンが1日の最大給水量となっております。現在、式南橋と式浪橋の2カ所で塩田町と嬉野町の配水管を接続しており、相互に配水できるようにはなっております。

しかし、塩田町全域についてカバーできるかというのは、取水量の制限とか高低差がありますので、嬉野町の自己水源で塩田町の全域のカバーというのはできませんので、その全域となってくると、先ほど申しましたが給水車等での対応ということになってきます。

あと、経営面のチェックはできるのかというところですが、現在、関係市町の市長、町長で組織する企業団議会で諮ることになっております。統合後においても、同様の体制を維持し、市長、町長で組織する企業団議会で諮ることになります。

企業団の予算や料金等の案件については、現在各市町の水道担当部署による水道担当部課長会議や用水供給料金問題等の検討委員会が設置されまして、予算案、料金案、財政計画案が審議をされております。統合後は、予定ではありますが、水道課にかわるほかの部署によりその設置がなされまして審議が行われる予定であります。さらに、企業団においては監査員による例月出納検査、定期監査が行われておりますので、経営面でのチェック体制は確立されているものと認識をしております。

運営面での政策提言ということではありますが、これもこれまで同様、議会の政策提言等については企業団で開催される担当部課長会議、副市長、副町長で構成される幹事会、あと、市長、町長で構成される企業団議会の場を活用して反映させていくことになっております。

続きまして、水道料金の改定についてですが、現在の予定では、統合後3年間は現行料金を維持して、その後料金改定を行い、段階的に料金の格差を是正していきまして、おおむねですが、15年後あたりで料金統一を図るような予定となっております。

あと、市民への説明についてですが、各市町議会で承認されれば、統合団体に歩調を合わせまして住民への周知を市報等で行っていく予定であります。

統合については1回、2019年3月号の市報、あとホームページにおいて行っております。また、地域コミュニティの地区役員会等に出向き、行政嘱託員さんへの説明も1回実施はしております。

以上です。

○議長（田中政司君）

山下芳郎議員。

○12番（山下芳郎君）

では、もちろん程度にもよるから、ないと見なしてもいいんでしょうけれども、現実的には今御答弁のとおり、嬉野市内においても丸尾平のほうには今、配管というか、切りかえ

は考えていないので、タンクローリーで運ぶという形になってくるということで理解してよろしいわけですね。（「はい」と呼ぶ者あり）わかりました。

それと、あと、経営面、政策提言等々、例えば消防署とか葬祭場等は杵藤地区広域市町村圏組合の中で、議員も、もちろん首長もそうですけど、入ってそこで審議をするわけですが、これがどうなるのかなということで確認したわけですが、今御答弁がありましたけれども、そういった形になっていく。

それでは、議会としてはそれを受けるといって形で捉えてよろしいわけですね。（「はい」と呼ぶ者あり）その2点を確認します。

○議長（田中政司君）

水道課長。

○水道課長（山本伸也君）

緊急時の件ですが、先ほども説明しましたが、嬉野町と塩田町で連絡管はつながっておりますが、丸尾平のほうまで嬉野町の自己水源の水を送水することは現在不可能ですので、大草野までは可能ですが、塩田町全域のということになったときは、給水車、給水タンク等での対応となります。

議会の対応についてですが、先ほど議員さんがおっしゃられたとおり、企業団の議会で決定されたことを伝えるという形になります。

以上です。（「もう2点でいいです、以上で終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次に、増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

私も同じく議案第50号なんですけれども、この佐賀西部広域水道企業団に移行するということなんですけれども、その企業団が組織されれば、これまでの嬉野市水道課の職員の方の身分はどうなるんでしょうかというお尋ねをまずします。

○議長（田中政司君）

水道課長。

○水道課長（山本伸也君）

お答えいたします。

これまでの嬉野市水道課が行ってきた業務を企業団が引き継ぐこととなりますが、住民の方へのサービスの低下を招くことのないように、当分の間は嬉野市からの企業団への派遣職員としてその業務に当たる予定であります。その際、派遣となる嬉野市水道課の職員は、嬉野市の職員として身分を有したままとなります。

以上です。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

職員は派遣という身分になるということですが、先ほどの職員の定数条例に合わせたら、派遣はその定数条例の対象となるのでしょうか、確認です。

○議長（田中政司君）

暫時休憩します。

午前11時3分 休憩

午前11時4分 再開

○議長（田中政司君）

再開します。

総務・防災課長。

○総務・防災課長（永江松吾君）

定数についてお答えいたします。

現在の嬉野市職員定数条例の中に水道事業の職員として定めておりますが、この水道事業自体がなくなるということですので、その分が外れてまいります。ただ、その後の取り扱いについては、企業団のほうと詳細に詰めさせていただきたいと思っております。

○議長（田中政司君）

増田議員。

○8番（増田朝子君）

現段階では職員定数から外れているということで確認して、今……（「まだ確定していません」と呼ぶ者あり）先ほど、職員定数条例のところで質問をさせていただいたときには全員で17名という答弁をいただいたんですけども、その中には入っていなかったわけですかね、確認ですけど。

○議長（田中政司君）

行政経営部長。

○行政経営部長（辻 明弘君）

お答えいたします。

現在1名、佐賀西部広域水道企業団のほうに派遣をいたしております。それは定数の中に入っております、先ほど申し上げました派遣13名の中の1人ということになります。

それで、水道企業団については、定数条例の中に水道企業団の職員ということでありますので、含まれております、条例の中に明記されております。

以上です。

○議長（田中政司君）

増田議員、もう3回終わったですよ、3回終わったですよ。

これで議案第50号の質疑を終わります。

次に、議案第51号 令和元年度嬉野市一般会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。

5ページから12ページの歳入について質疑を行います。初めに、5ページ、2款、地方譲与税、3項、森林環境譲与税、1目、森林環境譲与税について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

森林環境譲与税の入りの分でお尋ねします。

こちらの759万9,000円と入りで計上されていますけれども、この算定基準と要件をお尋ねしたいと思います。

○議長（田中政司君）

財政課長。

○財政課長（山口貴行君）

お答えをいたします。

本譲与税の譲与割合は、市町村と都道府県の割合が9対1となっておりますけれども、制度発足当初は、市町の支援を行う都道府県の役割が大きいと考えられることから、8対2の割合で譲与され、平成15年度に9対1となるように徐々に高められるようになっております。

○議長（田中政司君）

平成15年と言うた。

○財政課長（山口貴行君）続

ごめんなさい、令和15年度に9対1となるようにされております。

市町への譲与額の算定額基準につきましては、私有林・人工林面積が50%、林業就業者数が20%、残り30%が人口となっております。

譲与の要件につきましては、先ほど申しましたように人口案分が30%ありますので、全ての都道府県、市町村が対象でございます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

増田議員。

○8番（増田朝子君）

面積が50%、就業者が20%、それと人口が30%ということですが、これが令和1年から令和6年までということと思うんですけれども、これは、例えば就業者数とか人口の変動があると思うんですけれども、そうなった場合の算定基準とかは変わるものなのでしょうか。

○議長（田中政司君）

財政課長。

○財政課長（山口貴行君）

お答えをいたします。

こちらのほうは、算定基準につきまして国の数値をもとに算定をなされることになっております。その国といたしますのが、例えば人口でございますと国勢調査、林業就業者数でございますと農林業センサス（405ページで訂正）、人工林等の面積でございますと林野庁の森林資源の現況調査等（405ページで訂正）でございます。こういった調査につきましては5年ごとの調査が行われておりますので、その基準年の数値を使いまして案分になっております。

したがって、その数値が調査の後に更新されれば、その後の配分率も変わってくるかと思えます。

以上です。

○議長（田中政司君）

増田議員。3回目。

○8番（増田朝子君）

5年ごとということで、この国勢調査が基準ということですが、その国勢調査は近々でいつ行われたのがデータとしてあるのでしょうか。

それで、今5年間この759万9,000円というのはずっと入りとして市に入ってくると理解してよろしいのでしょうか。

○議長（田中政司君）

財政課長。

○財政課長（山口貴行君）

お答えをいたします。

国勢調査は平成27年に行われておりますので、その後は来年度、令和2年度の国勢調査の数字まではそのままだと思います。

それと、農林業センサスにつきましても同様に2015年、平成27年の調査の数字になっておりますので、その数字を使っております。

したがって、そのもととなる基準額、調査等をもとに算出をいたしておりますので、その譲与額というのは、国からの総額が、譲与額が変わらなければその間は変わらないものと理解しております。

○議長（田中政司君）

これで2款3項1目。森林環境譲与税についての質疑を終わります。

次に、11ページ、21款。諸収入、5項。雑入、1目。雑入について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに、辻浩一議員。

○10番（辻 浩一君）

雑入ですね。特定空家等解体費、財源だけとりあえず確認しておきたいと思います。

○議長（田中政司君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（永江松吾君）

雑入、特定空家等解体費の財源でございますが、これは行政代執行を行いますので、その義務者に請求をして徴収するものでございます。（「あとは出で聞きます、結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次に、諸上栄大議員。

○2番（諸上栄大君）

私も、歳入の雑入、特定空家等解体費の分でお伺いします。

先ほど辻議員の質問及び答弁の中で、義務者にとということで財源ということですが、まず、1点目は、この義務者に対しての徴収方法はどのようにされるのかということと、もう一点、こういう事前資料で見積もりをいただいたんですけれども、約500万円の見積もりが出ていたということで、この予算の計上額が540万円。40万円の差額があると思うんですが、その差額の内容と、徴収の方法はどのようにされるのかということをもっと聞きたいと思っております。

○議長（田中政司君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（永江松吾君）

まず、徴収の方法でございますが、行政代執行を行いました場合、費用が確定しますので、費用が確定した後に義務者に請求をいたします。

その後の徴収方法ですが、請求した後、行政代執行を行います経費の徴収につきましては国税滞納処分の例によりこれが徴収できることとなっております。請求をしまして納めていただけなかった場合は、その手続により進めていくことになります。

それから、解体費の見積額の件でございますが、500万円というのは消費税抜きの金額でございますので、消費税を加えた額が540万円ということになります。

○議長（田中政司君）

諸上議員。

○2番（諸上栄大君）

消費税の分での540万円、これは理解しました。

その行政代執行をされるということで、義務者が負担で、徴収方法を聞いたんですけれど

も、これは国税の云々というような説明を先ほどされたと思うんです。そしたら、もし万が一義務者が払えないよとかいった場合に、具体的に言いますと、100%徴収が可能なのかどうかというところが気になるところなんですけれども、そこはどのような形になるんですかね。

○議長（田中政司君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（永江松吾君）

行政代執行に要しました経費につきましては、当然、全額を義務者に請求いたします。支払がない場合は、もちろん督促を行います。国税滞納処分の例でいきますと、その後、それでも納付がない場合は財産調査とかを行いまして、何かそういう財産等があれば最終的には差し押さえということも可能になっております。

○議長（田中政司君）

諸上栄大議員。

○2番（諸上栄大君）

3回目の最後の質問になりますが、最悪、先ほど説明があったとおり差し押さえとなった場合、この差し押さえ物件に関してはまた競売等にかけて、その費用がなるんですけれども、そしたら、万が一100%ならない可能性もあるとは思うんですけれども、例えば、今この予算で入で540万円上がって、その競売で売れた分の差額がありますよね。その差額の補填みたいなのは、国、県、そういったところに支援、あるいは補助していただくことなんかは可能かということをお願いして終わりたいと思います。

○議長（田中政司君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（永江松吾君）

滞納処分でございますけれども、最終的に差し押さえ等を行って換金できるかどうか、それは今の段階ではどうなるかわかりませんが、もしそうなった場合は手続を行いまして、差額等が発生する場合もあるかと思っております。税と一緒にございまして、財産等が換価できないときは不納欠損になることも考えられます。そうならないように努力はしたいと思っております。

この分がそういった場合になったときの国、県の補填ですが、これについてはございません。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

次に、増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

同じく特定空家等解体費の雑入のところでお伺いしますけれども、お二人の議員の質問で

大体わかりましたけれども、もともと今回の計上ということは、その持ち主さんというか、関係者の方との話し合いというのはどういうやりとりをされてきたのか、それで今回に至ったのかという経緯、あと、このところがもう倒壊したというのをお聞きしたんですけれども、そうなった場合に、この金額でよろしいのでしょうかという、まずその確認をいたします。

○議長（田中政司君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（永江松吾君）

この空き家に対する今までの対応ということでございますが、平成25年ごろからこういう苦情等が入っておりますので、所有者に対して交渉を続けておりました。これはまだ空家特措法ができる前で、空家特措法ができました特定空き家に認定をしたのが平成30年になります。そして、いろいろ手続をとりまして今現在に至っておるところでございます。

それから、確かにおっしゃるとおりこの物件については、先日、一部倒壊しております。この件につきましては、緊急安全措置を行っております、まだその費用が確定しておりませんが、この緊急安全措置の費用に関しても義務者のほうに請求をさせていただきます。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

先ほど諸上議員の質問の中でも——これが本当に100%支払ってもらえるのかと思うんですけれども、そこの中での相手の方というか、どこまでお話を向こうの方も納得されているのかというのを確認したいんですけれども。例えば、またこういう物件というのはたくさん出てくると思うんですけれども、そうなった場合の市としての対応ですね。そして、今回待っている間に倒壊したとなれば、どんどん市民の方の不安も募ると思うんですけれども、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（田中政司君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（永江松吾君）

お答えします。

この物件に関しましては、特定空き家に認定して、その後、指導とか勧告、命令を法律に基づいて行っております。それでも現在までに安全な措置をとっていただけなかったということで、これが最終的な手段になってくると思います。

今後、危険な空き家等がございましたら、特定空き家になるかどうか判断をしながら対策をとっていきたいと思います。

○議長（田中政司君）

行政経営部長。

○行政経営部長（辻 明弘君）

今後こういうことが想定されるということですので、原則、やはり所有者の負担で行っていただきたいということは思っております。

以上です。

○議長（田中政司君）

3回目ですよ、あと1回。増田議員。

○8番（増田朝子君）

はい。先ほど申しましたように、今後、本当にそういうケースが多数考えられると思いますので、ほかの物件でも早目早目に持ち主の方と話し合いを進めていただいて、倒壊するまでもないときにそういうふうに進めていただきたいと思います。市民の安全のためにもよろしく願いいたします。

○議長（田中政司君）

答弁はよろしいですか。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

次に、諸井義人議員。

○3番（諸井義人君）

私も前に質問をされた方たちとほとんど同じことなんですけれども、先ほど説明の中に、もし回収されなければ欠損計上ということでしたけれども、欠損計上を簡単にされたら困るわけですね。市民の税金をそこにつぎ込むということでは困るわけです。行政代執行で今全国的に幾らかかれていますけれども、どんな状況かということで私も調べたところ、ほとんど回収ができていない例が多い、非常に厳しいと。相続人が相続放棄をした場合はとれないという状況が続いているということなんですけれども、そこら辺の見込みとしてはどうなっているのでしょうか。相続放棄とかされていないで、持ち主への連絡が行き届いているのかどうか、お尋ねします。

○議長（田中政司君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（永江松吾君）

お答えします。

この物件につきましては、所有者のほうは特定できておりますので、その方と連絡はとっております。交渉をいろいろ、指導とか命令を行うに当たっては連絡、交渉を行っております。

○議長（田中政司君）

諸井議員。

○3番（諸井義人君）

そしたら、その方のある程度の資産の見込みはされているということですね。もし取れなかった場合は、その方に請求が行くわけですけれども、財産差し押さえしても540万円なければ足りないわけですよ。それで、簡単に欠損計上をされたら困るので、ある程度されているということで、できるだけ頑張って取ってもらいたいと思います。

それで、解体した後、その更地の持ち主に対して、建屋が建っているときに比べて6倍ぐらゐの更地課税になるということで理解していいですかね。

○議長（田中政司君）

税務課長。

○税務課長（小池和彦君）

お答えをいたします。

今の現状を見ますと、家屋のていをなしておりませんので、家屋としての課税はやっておりません。そのため、特例がきいていない状態になっております。

そういうことで、今その特例がきいていない状態での課税をしておりますので、その後も今の状態の課税が続くものと思われまゝ。

以上です。

○議長（田中政司君）

諸井義人。

○3番（諸井義人君）

そしたら、そのことでお尋ねします。

家屋課税じゃないということは、高い課税で税率をかけておられて、その税収は確実にもらえることができていますか、そこまでお願いします。

○議長（田中政司君）

税務課長。

○税務課長（小池和彦君）

お答えいたします。

一応特定の個人の情報ですので、この分については滞納しているのか、確実に入っているのかということに関してはお答えができません。

以上です。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

これで5ページから12ページまでの歳入についての質疑を終わります。

次に、13ページから28ページまでの歳出についての質疑を行います。

初めに、歳出13ページから14ページまでの第2款、総務費について質疑を行います。

初めに、13ページの1項、総務管理費、1目、一般管理費について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに、辻浩一議員。

○10番（辻 浩一君）

工事請負費ですね。そこは私の情報では2軒並びじゃないかなというふうなのを聞いていたんですけども、その解体の件数と除却の内容についてお尋ねします。

○議長（田中政司君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（永江松吾君）

まず、解体の件数でございますが、対象となるものは1件でございます。

それから、物件の状況をお話ししたいと思いますけれども、今回の対象となる物件、登記簿上の内容でございますが、土地が646.68平方メートル、対象物件といたしまして、その土地の中に4棟がございます。1つが、2階建て家屋が述べ面積で167平方メートル。2つ目が、2階建ての物置92.55平方メートル、もう一つ3件目が、これも2階建ての物置で94.49平米。4つ目が、平屋建ての作業所で56.5平米、これを全部対象としております。対象物件の述べ床面積で申しますと410.54平米になります。

除却の内容でございますが、これらの建物全て上屋のほうを除去いたします。

撤去した廃材についての運搬、処分ということになって、あとは解体した後をある程度、少し整地をするようになりますので、そういった内容が解体工事の内容となります。

○議長（田中政司君）

辻浩一議員。

○10番（辻 浩一君）

1件のうちでは金額的に大きいなと思ったものですから、結構広いですね。

それで、今までの入りのほうでの議論の中でも大体理解しましたけれども、いわゆる特措法の中で最終手段ということで代執行になったと思います。普通、通常の市民の社会生活を送っていく上で非常に危険な物件だというふうなことで、それは行政の中のコストと考えるのか。そして、言葉がどうかと思ったんですけども、総務・防災課長が言われました不納欠損というふうな言葉が出てきました。今後こういった物件がふえてくるとは思います、要望になりますけれども、そこの勘案をしていく中で、なるべく不納欠損が出ないような措置を努力していただきたいというふうに思いますけれども、お答えをお願いします。

○議長（田中政司君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（永江松吾君）

おっしゃるとおり、この空き家につきましては最終的に行政代執行しかできなかったということ。そして、行政代執行としては、周辺部に危険を及ぼす可能性が非常に高いということで、公益性を考えますとこれを行わざるを得ない状況にあるということで、今回予算を計上しております。

もちろん、ひっかかった費用については義務者のほうの負担でございますので、それについては徴収の努力はしてまいります。（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

次に、川内聖二議員。

○7番（川内聖二君）

これまでの質問で大体理解はできましたが、先ほど入りの際の説明で、要するにこの空き家のある土地というか、固定資産税というものは、現在建物があるから6分の1の免除といえますか、更地にした場合は6分の1の免除がなくなるということで6倍になるみたいな感じで、その評価なんですけど、そこを今回は家屋として機能をしていないということで、要するに宅地のみでの固定資産税の徴収をされていたのか。

それともう一つは、今回倒壊をしたと伺っております。今回、積算で500万円に消費税で540万円の予算の計上をされておりますが、倒壊した場合は工事委託料のほうはどうなるのか。

最後に、今回は指導、勧告、命令ですね。そこまでお話をされて、要するに周りに危険を及ぼすということで代執行までなりましたが、今現在、市内にはほかにも何件か特定空き家の物件があったと思います。そちらの所有者のほうにはどこまで交渉をされているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（田中政司君）

税務課長。

○税務課長（小池和彦君）

固定資産税の件についてお答えをいたします。

先ほど諸井議員さんのときにもお答えをしましたように、家屋のていをなしていないということで特例を今きかせておりません。そういうことで、現在6倍の金額で課税をしております。

以上です。

○議長（田中政司君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（永江松吾君）

固定資産税の面でつけ加えますと、この空家特措法に基づいて特定空き家に認定されれば、そのときから免除のほうを外れてきます。ただ、今回はその前に課税をしていないということでしたので。

あと、先日倒れました一部の倒壊部分でございますが、この分の費用につきましては現在予算措置をしています緊急安全措置の費用、こちらを使う予定でございます。そんなに大きな措置はしておりませんので、今のところ安全を確保する措置でございますので、既設の予

算で対応する予定でございます。

それから、ほかにもあるのかということですが、現在、特措法に基づく特定空き家等に対する認定はまだこの1件でございます。随時、苦情、相談が参っておりますので、その辺については個々に対応して、所有者の方に連絡するなどして対応をしているところでございます。

○議長（田中政司君）

川内聖二議員。

○7番（川内聖二君）

固定資産税に対しては、特定空き家で指定をされた場合にとということで了解をいたしました。

そしたら、この1件が特定空き家で認定をされたということなんですけど、市内の特定空き家指定をしていくぐらいの線引きといいますか建物、空き家が、はっきり言ってほかにもあと2件ほどあると思います。私としては、前回4件ほどあって、自分のほうで取り壊しをされた物件が1件あって、そして今回があって、そしてあと2件、特定空き家として認定はしてありませんが、あと2件ほど危険な空き家に該当するようなところがあると思っていましたよね。そういうところに関して、先ほどは指導をされているということではございましたけど、今後早急にしなければならないところがあると思うんです、この建物の近くにもですね。その辺はどのような段階で今話を進められているか、ここでお聞きしてよろしいでしょうか。

○議長（田中政司君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（永江松吾君）

危険がある空き家でございますけれども、空き家の実態調査を行いましてそういったところはありますけれども、やはり空き家と言えども所有者の責任が第一でございますので、行政側というよりも所有者のほうでやっていただきたいということで、相談、苦情があったときには対応をしております。

やはり固定資産の話でございますけれども、認定をいたしますと、固定資産の減免から外れるということでもかなり負担にもなれますので、そうなる前に、ぜひ所有者のほうで対応をしていただきたいというような対応を市のほうではしております。

それで、この特定空き家に認定するという事は、危険が差し迫っているというようなことをしないと、固定資産の減免等を外れるというような負担にもなりますので、そういったところを考慮しながら進めているところでございます。（「もう結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

次に、宮崎良平議員。

○6番（宮崎良平君）

もう入りも出も結構出ましたので、ある程度理解はしています。あとは不納欠損にならないように徴収努力だけぜひともお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（田中政司君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（永江松吾君）

そのように努力してまいりたいと思います。

○議長（田中政司君）

次に、同じく13ページの1項、総務管理費、9目、地域振興事業費について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに、増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

私は、地域振興事業費、19節、負担金、補助及び交付金の補助金のコミュニティ助成事業でお尋ねします。

主要な成果説明書では2ページなんですけれども、こちらの宝くじの社会貢献広報事業ということで、一般コミュニティ助成事業、地域防災組織育成助成事業というのがありますけれども、まず、こちらの申し込み団体数は幾つあったんでしょうか。その中での対象と思いますけれども、まずそのお尋ねが1点。

それと、この財団法人自治総合センターが実施する事業というのは、この2点のほかにもございますでしょうかというお尋ねです。

○議長（田中政司君）

企画政策課長。

○企画政策課長（三根竹久君）

まず、1点目の申し込みの団体数ということでございますけれども、一般コミュニティ助成事業につきましては、今年度3地区の申請をいたしております。三ヶ崎、茂手、納戸料の3地区で申請を行っております。それで、採択されたのが今回の三ヶ崎地区ということになっております。

それと、地域防災組織育成助成事業になりますけれども、こちらについては1件の申し込みに対しての1件の採択ということでございます。

それと、コミュニティセンター助成事業、公民館等の新築建てかえ、そういったものの助成事業もございますけれども、そちらについては1件、下宿区のほうで申請をいたしておりましたが、今回は不採択ということになっております。

2点目の自治総合センターが実施する事業で、今回採択された以外でどういった事業があるのかということですが、先ほどのコミュニティセンター、公民館等の建てかえ等の

助成と、あと、青少年健全育成助成事業というのがございまして、青少年の健全育成に資するためのスポーツ、レクリエーション活動等のイベントに関する事業費とか、そういったソフト事業に対する助成事業というものがございます。これは30万円から100万円までの金額での助成となっております。

あと、平成29年度に実施をしておりますけれども、29年度に、吉田公民館のトイレ改修と、みゆき公園のクラブハウスのトイレ改修、こちらにかかった費用が990万円ありましたが、そういったものの助成事業等に使えるコミュニティ助成事業というものがございます。

以上になります。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

この自治総合センターが実施する事業というのを今御答弁いただきましたけれども、私も調べたところ、幾つか結構、地域づくり助成事業とか、地域の芸術環境づくり助成事業とか、地域国際化推進助成事業とか、多々事業名が挙がっておりますけれども、今回、市では一般コミュニティ助成事業と地域防災組織育成助成事業を計上されているわけなんですけれども、これまで、市で採用した分が——今回、地域防災組織育成助成事業は初めてなんだろうというお尋ねと、先ほど御紹介いただきました事業等については、関係団体とかに周知とかは毎回されていきますでしょうかというお尋ねですけど。

○議長（田中政司君）

企画政策課長。

○企画政策課長（三根竹久君）

議員の今申された地域の芸術環境づくり助成事業、それと、地域国際化推進助成事業というメニューもございますけれども、企画政策課のほうに照会が来ている分については、一般コミュニティ助成事業、コミュニティセンター助成事業、青少年健全育成事業と地域づくり助成事業、それと地域防災組織育成助成事業の5点について照会が来ております。これまでに実施した事業としましては、コミュニティセンター助成事業についても、ここ5年間は採択になっておりませんが、以前は春日地区とか、そういったものが採択をされた経緯がございます。

一般コミュニティ助成事業につきましては、毎年最低1件ずつは採択をされている状況です。

地域防災組織育成助成事業につきましては、平成29年度から毎年1地区ずつ採択をいただいております。

それと、共生の地域づくり助成事業につきましては、先ほど説明しました平成29年度に吉田公民館とみゆき公園のクラブハウスのトイレの洋式化990万円の助成を受けております。

それと、各地区への広報ということでございますけれども、毎年8月中旬ごろ、県のほうから市に照会がございます。申し込みというか、応募はありませんかという通知がございます。8月の下旬に各行政区とか、地域コミュニティ等に応募をかけております、募集の通知をいたしております。そして、9月中旬ごろに各地区コミュニティのほうから応募用紙の提出をいただいているところでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

今、企画政策課に結構いろいろな事業に取り組んでいただいておりますけれども、社会貢献広報事業というのは、採択されたら財源としては本当に使いやすい事業だと思いますので、このほかにも企画政策課じゃないところも対象にあると思いますので、どんどん手を挙げていただいて、財源確保に努めていただきたいと思います。

その中で、この地域防災組織育成助成事業の内容をもう一度御説明をお願いします。

○議長（田中政司君）

企画政策課長。

○企画政策課長（三根竹久君）

今回の地域防災組織育成助成事業につきましては、主要な事業の説明書のほうにも書いておりますけれども、五町田地区の地域コミュニティに対して防災用品の倉庫、発電機、投光機等の備品の整備ということになっております。

大きく言いますと、地域の防災活動に直接必要な設備等、消耗品とかは除きますけれども、対象が備品等の整備に係る費用となっております。

以上です。

○議長（田中政司君）

次に、川内聖二議員。

○7番（川内聖二君）

先ほどの説明で大体わかりましたけど、この宝くじの社会貢献広報事業で公民館のほうをと、これまで同じ地区のほうから要望がずっとあっていたと思うんですね。これが採択になる要因というか、それがわかれば。これまでも何回か採択されなかったということをお聞きしてまいりました。もしその辺の要因といいますか、わかればよろしくをお願いします。

○議長（田中政司君）

企画政策課長。

○企画政策課長（三根竹久君）

下宿区について、平成29年から申請を行って今3年目ですけれども、今回も採択されな

かったということになります。採択の要件等については、要件を十分満たしているところで申請を行っているところがございますけれども、近年、宝くじの売り上げ自体も減少している状況ですので、順番といいますか、うちだけじゃなくてよその市町からも多数要望が出ているかと思っておりますので、宝くじの助成自体も限度があるかと思っておりますので、一遍には採択ができないものと思っております。辛抱強く申請を続けていけば、そのうちというか、採択はされるものと。どうしても急ぐということであれば、うちのほうの単独というか、自治公民館の新築改修の補助金もございますので、そちらのほうの利用もいただければと思います。

以上です。

○議長（田中政司君）

川内聖二議員。

○7番（川内聖二君）

どうもありがとうございます。

それでは、公民館に対するこの宝くじの社会貢献広報事業の補助率は、上限はあるんでしょうか、金額の上限。

○議長（田中政司君）

企画政策課長。

○企画政策課長（三根竹久君）

上限としては1,500万円ということになっております。

以上です。

○議長（田中政司君）

川内聖二議員。

○7番（川内聖二君）

当市の単独の分は、上限は幾らになっているんですかね。

○議長（田中政司君）

企画政策課長。

○企画政策課長（三根竹久君）

所管は文化・スポーツ振興課になりますけれども、こちらのほうの単独での補助金につきましては150万円となっております。

以上です。

○議長（田中政司君）

次に、宮崎良平議員。

○6番（宮崎良平君）

私もこれを見ていて思ったんですけど、今回の一般コミュニティ助成事業250万円ですけど、これは申請をするときに、ここに書いてある事業内容、浮立で使用する法被や笛とか、

あとはイベントに必要なテント、パソコン、座卓、冷蔵庫、エアコンとかということをして全て事業内容として書いた上で申請するということですか。意外とこれゆるゆるな感じだなと思いつながら見ていたんですけど、こういうことも全て書いた上で申請して通ったということなんでしょうか、お伺いします。

○議長（田中政司君）

企画政策課長。

○企画政策課長（三根竹久君）

この内容で何もうそというか、そういったことは書かないで、このとおりで申請を行って採択をいただいたものでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

宮崎良平議員。

○6番（宮崎良平君）

ちなみにこれに関しても、順番みたいな形のところがあるんですかね、どうなんでしょう。

○議長（田中政司君）

企画政策課長。

○企画政策課長（三根竹久君）

今回、先ほど説明しました3地区、三ヶ崎区、茂手区、納戸料区の3地区を申請いたしておりますけれども、あと、それ以外にも11地区、今回3地区に対して1地区の採択ですので、2地区が漏れましたので、13地区がまだ申請を希望している地区がございます。ここも、毎年3件ずつの申請に対して1件から2件の採択があれば改修していくものと思われま

す。以上です。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

よろしいですか。

議案質疑の途中ですが、ここで13時まで休憩いたします。

午前11時55分 休憩

午後1時 再開

○議長（田中政司君）

それでは、休憩前に引き続きまして議案質疑の議事を続けます。

議事を続ける前に、午前中の宮崎一徳議員と山下芳郎議員の森林環境譲与税の質問に対して追加の答弁がございます。

まず、建設・農林整備課長。

○建設・農林整備課長（馬場孝宏君）

午前中の議案第44号 嬉野市森林環境譲与税基金条例についてですが、山下芳郎議員、そして宮崎一徳議員からの御質問の答弁の中で、私有林のことを民有林という形で表現をいたしておりました。実は、森林というのは大きく分けて国有林と民有林の2つに大きく分かれて、その民有林の中には公有林と私有林ということで2つ、公有林も含まれているということでございましたので、これからの表現といたしましては私有林ということで今後答弁、説明等もさせていただきたいと思っております。どうも申しわけございませんでした。

○議長（田中政司君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次、増田朝子議員の質問に対して、財政課長。

○財政課長（山口貴行君）

先ほど補正予算の歳入、森林環境譲与税の中で算定基準の林業就業者数につきまして、農林業センサスをもとにしていると言いましたけれども、正しくは国勢調査をもとにしております。

同じく、私有林、人工林面積につきましては、農林業構造統計をもとに数字を出されております。

以上、訂正をお願いいたします。

○議長（田中政司君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、議案質疑の議事を続けます。

それでは、同じく13ページ、1項、総務管理費、16目、広報公聴費について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに、山口政人議員。

○13番（山口政人君）

シティプロモーション事業ですね。今回、具体的にどのように推進をしていくのか、伺いたいと思います。

それと、いわゆるブランドメッセージと申しますか、これはどういった表現にしたいと思っているのか、その2つを伺いたいと思います。

○議長（田中政司君）

広報・広聴課長。

○広報・広聴課長（井上元昭君）

お答えをいたします。

まず、具体的にどういうふうに進んでいくかということについて御回答をいたします。

まずは、今後展開するシティプロモーションの基本的な考え方を共有し、効果的に推進するというので、基本方針の策定を行います。その方針をまとめたパンフレットを今回製作する予定にしております。その後については、基本方針に沿った内容で進めていくことにな

るかとは思いますが。

また同時に嬉野市全体の魅力を、あらゆるイベント等がっておりますので、その場で情報発信なり、PRなり、行っていく計画でございます。

ブランドメッセージについては、基本方針を策定する計画をしておりますので、その中で詳細に詰めてまいりたいと思っておりますのでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

山口政人議員。

○13番（山口政人君）

こういった事業をやるときには、いわゆる地域住民を巻き込んだやり方ですね。というのは、やはり地域住民の方が自分がそのブランドに貢献をしているというような意識づけを持ってもらおうということが非常に大事ではないかというふうに思うわけですね。そういったことをいかに啓発していくのか、そういった内容も計画をされているのかどうか。

○議長（田中政司君）

広報・広聴課長。

○広報・広聴課長（井上元昭君）

お答えをいたします。

まず、今こういった方針の中身として市の現状であったりとか、それと、既に第2次総合計画の中で住民アンケートをとっております。そういった部分であるとか、あと、実際のシテプロモーションの取り組みですね。ブランドの再構築であったりとか、市民とか、団体とか、そういった人の役割について盛り込んでいくようなことを考えているところでございます。

そういった中、方針を決定する過程といたしましては、担当である広報・公聴課が中心になって動いていくわけですが、同じ部である総合戦略推進部を中心に、全庁的な協議を進めながら行ってまいりたいと思っておりますのでございます。

また、各種団体等の御意見も幅広く聴取しながら、聞きながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

山口政人議員。

○13番（山口政人君）

我々も、委員会で東広島市のほうにこの件で行ったんですね。あそこは「くふうに満ちてる東広島」というふうなブランドメッセージだったというふうに思います。

そういうことで、地域住民を巻き込んでいく、これは非常に大事だというふうに向こうの

方も言うておられました。そういうことで、ぜひそういったときはしていただきたいと思
います。

それと、メディアの活用も非常に大事だというふうに思いますので、こういったものの活
用の仕方を考えていただきたいというふうに思いますけど。

○議長（田中政司君）

広報・広聴課長。

○広報・広聴課長（井上元昭君）

お答えをいたします。

私も東広島市のシティプロモーション関係のパンフレットと申しますか、そういったまと
めたやつを拝見させていただいたところです。中身についてもすばらしいものができ上っ
ておりますので、そういった部分も参考にしながら進めてまいりたいと思っております
でございます。

あと、メディアでの活用ということでございます。5月の中旬に、サガテレビのほうで1
週間連続して嬉野の話題を夕方を中心に放映していただいております。その週末には、嬉野
の物産を、建物の横の広場のほうで新発売みたいな感じで紹介もしたりしておりますので、
今後もそういったメディアの活用も含めながら進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（田中政司君）

次に、諸上栄大議員。これは、広報公聴費の中に旅費と委託料と別々にありますが、別々
にですね。

○2番（諸上栄大君）

はい、別々にお願いします。

○議長（田中政司君）

じゃ、まず、旅費のほうから。

○2番（諸上栄大君）続

まず、旅費のほうからお尋ねします。

この旅費に関しての具体的な内容というのを、まず教えていただきたいと思
います。

○議長（田中政司君）

広報・広聴課長。

○広報・広聴課長（井上元昭君）

お答えをいたします。

旅費につきましては、具体的にどこかというところだと大阪とか、東京とか、福岡での旅費を計上
させていただいております。

内容としましては、PRであったり事業調整、打ち合わせですね。それとか、セミナー等

への参加を予定しているところでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

諸上栄大議員。

○2番（諸上栄大君）

具体的に、大阪、福岡、東京等へ行ってPR関係、セミナーに関した場合とか、今回、広報・公聴課というのは、かなり市長の思いを込めた重要な課だと思いますけれども、そういったセミナーに参加した後の報告等々に関しては、今後どのように課で取り組んでいかれるような考えでしょうか。

○議長（田中政司君）

広報・広聴課長。

○広報・広聴課長（井上元昭君）

お答えをいたします。

もちろんセミナーに参加してそのままということではだめでしょうから、その分については、セミナーの内容をいかに今後の広報・公聴課の仕事に生かすかということで、情報共有としては部内で情報共有をしていきたいと思っておるところでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

諸上栄大議員。

○2番（諸上栄大君）

3回目ですけれども、確かに、セミナーに関しての報告会等はかなりいいかなと、行かれた方もその部内の方もフィードバックできて共有できるというところで、そういったセミナーの報告会の中に、最終的な、これはシティプロモーションという市長の思い入れが強いというところもありますので、市長もときには参加していただいた報告会等も必要になるかな、大事なのかなというところもありますので、ぜひともそういったところも検討していただきながら、さらなる広報・公聴課の充実に努められたいと思っておりますけれども、その辺最後に市長の御回答をお願いしたいと思います。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

議員御発言のとおり、私もそこに入ること職員に直接、今考えていることを伝達する機会にもなると思いますし、また、職員の考えていることを私も肌で感じるいい機会になるというふうに思っておりますので、全庁を挙げてシティプロモーションの体制を整えていくに

当たって、そうした、みんなでやっていくという姿勢を大切にしていってほしいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

諸上栄大議員。次、委託料。

○2番（諸上栄大君）

それでは、質問をさせていただきます。

まず、ポスター等制作に関してなんですけれども、170万円の計上をされていらっしゃるんですけども、説明の中においては、観光課のほうからのスライドというふうな説明を受けて、その分に関しては当初予算に関する合同常任委員会での説明があったと思います。私も聞きそびれたところもあるかと思っておりますが、まず、ポスターをつくるということで、いわゆるシティプロモーション事業に特化したポスターを考えられるということですけども、私のイメージですけども、観光課でポスターをつくるとなれば、やはり温泉がメインだったりとか、観光スポットがメインだったりとかするポスターじゃないかなというようなイメージを持っております。しかし、逆に今度はシティプロモーション、この分に関してのポスター等制作はどういったところに主観を置かれて作成計画を立てられているのか、そういったビジョンがあればお聞きしたいと思います。

○議長（田中政司君）

広報・広聴課長。

○広報・広聴課長（井上元昭君）

お答えをいたします。

この案件については、先ほど議員の御発言がありましたように、3月議会のほうでも若干御説明をさせていただいた分ではございますけれども、観光課のポスターとどういったことが違うのかということの御質問については、観光課については、先ほど議員さんが御発言のように、温泉であったり、お茶であったり、焼き物であったり、そういったものがメインとしたポスターを作成して、それぞれのイベント会場とかそういったものに持ち込んで、嬉野市をPRしているものでございます。

今回については、あくまで嬉野市を印象づけるポスターということで、市民の方と協働しながら作っていくというものにしております。ですから、ちょっとまだイメージでございましてけれども、嬉野らしさ、全体的なものになると思いますけれども、嬉野らしさをイメージした、それがキャッチコピーであったりとか、画像であったりとか、そういったものも含めて今後詰めていきますけれども、そういった形になるのではと思っておりますのでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

諸上栄大議員。

○2番（諸上栄大君）

2回目の質問ですけれども、嬉野らしさということに重点を置いて市民協働でポスターをつくると、非常にわくわくするようなアイデアだと思います。今後それをつくったときに、じゃ、どこに情報発信をする、いわゆる掲示等々、掲示カ所云々に関してというところの戦略的なところも必要かとは思いますが、市内に限らず、かなり広範囲にわたってそれを掲示するようなところを検討されているのかというのを教えていただけたらと思っております。

○議長（田中政司君）

広報・広聴課長。

○広報・広聴課長（井上元昭君）

お答えをいたします。

掲示場所については、市内はもちろん、公共施設等も含めてになります。

あと、市内の各種団体がございますので、そういった施設にもやはり掲示は必要かと思っております。

それとあと、移住とか、有楽町にありますふるさと回帰支援センターとか、ああいった場所とか、就職の支援の施設であるとか、県外等で開かれるイベントでの情報発信のツールとしての活用というか、そういったものを考えているところでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

諸上栄大議員。

○2番（諸上栄大君）

3回目の質問です。先ほどポスターに関してと並行してパンフレットの話が出たと思うんですけれども、このパンフレットに関して、担当課の説明では、シティプロモーションに関しての基本方針等々を盛り込んでつくっていきたいというようなことで答弁をいただいたかと思っておりますけれども、そのパンフレット作成に当たって、そういった、つくって今度はどうのように活用して事業を展開していくお考えなのか、それを最後に聞きたいと思っております。

○議長（田中政司君）

広報・広聴課長。

○広報・広聴課長（井上元昭君）

お答えをいたします。

今回のパンフレット等作成につきましては、まず、先ほど申しましたように、シティプロモーションの基本方針を策定後にそれを示すパンフレット等をつくるということと、あと1

つ、あわせて市内の企業を紹介したパンフレットもシティプロモーションの一環として制作するようにしております。

場所といたしましては、まずもって基本方針を定めた分については市内の各種団体のほう、それと行政嘱託員さん、あと、関東、関西のふるさと会など、内部、外部に向けたところに配付をしていって、皆さんに御理解をいただこうと思っているところでございます。

あと、先ほど言いました企業の部分につきましては、さっき申しましたふるさと回帰支援センターであるとか、就職関係ですからハローワークとか、あと各種学校、そういったところにも配付しまして、企業の紹介をしながら、移住とか定住につながるようなことになればいいかなということで考えているところでございます。

以上です。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

次に、梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

事業の中身は今大体わかりました。確認なんですけれども、イメージ的にこのシティプロモーションのポスターとかというのでいけば、先ほど話があったみたいに観光ポスターみたいな、どうしても嬉野のいいところを載せたみたいなイメージがあります。以前私も一般質問の中で申し上げましたが、嬉野市は他自治体よりも進んだ福祉政策、そういったことも市長の話の中でシティプロモーションの大きな核になるみたいなお話はいただいたんですが、これについての対応というのは当然考えていらっしゃると思いますけど、その点について伺いしたいと思います。

○議長（田中政司君）

広報・広聴課長。

○広報・広聴課長（井上元昭君）

お答えをいたします。

嬉野市全体のシティプロモーションでございますので、もちろん、観光、移住、定住、企業誘致というふうな、とにかく嬉野市を選んでいただけるというふうなことを前提に行っております。

ですから、福祉関係も子育てアプリを今、嬉野市はやっていますよとか、その他福祉関係ではこういったこともあります、総務ではこういったこともありますとか、全体的にした部分をプロモーションしながら皆さんにお知らせするというのを考えております。

以上です。

○議長（田中政司君）

梶原議員。

○15番（梶原睦也君）

その点はぜひよろしく願いしておきます。

いずれにしても嬉野市のイメージアップ、ほかにないようなそういう特化したところをきちっと入れていただきたい。市長、この点についていろいろありますけど、先ほど私の質問の部分でもう一度お願いいたします。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

このシティプロモーションにそういった、ひとにやさしいまちづくりのようなそういったものがある意味象徴づけるようなプロモーションの仕方もあるのではないかという御提案かなというふうにお聞きしますけれども、これからこうしたブランドメッセージをどのように発信していくかという中で、少し担当課でも話しておりましたけど、いわゆる嬉野の誇る三大資源、お茶、温泉、焼き物、これをあえて外すという、その違った角度から嬉野の魅力を発信するというのも、市民の方からそういったアイデアがあれば検討してみる余地はあるのではないかという話をしておりました。

そういった中で、結果的にポスターということになれば、本当、どこかに絞り込むような作業になるわけでありましてけれども、そういったひとにやさしいまち嬉野というのをブランドメッセージとして打ち出そうじゃないかというような結論になれば、そういったデザインのものに仕上がってくるのではないかというふうに思っております。

以上でございます。（「いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

次に、増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

同じく、シティプロモーション事業でお尋ねします。

こちらは先ほど諸上議員の質問で――旅費と需用費、委託料、まとめて3回質問をさせていただきます。

先ほど諸上議員の質問に対する答弁の中でセミナーという言葉が出ましたけれども、その内容と、あと、大阪、福岡、東京とありましたけれども、旅費の45万4,000円の積算根拠をお願いいたします。それが1点。

次に、今回、旅費、需用費、委託料で上がっていますけれども、3月議会ではポスター等制作というのが計上されておりました。今回、どうして当初にこういうパンフレットとかまで含めた計画がなされなかったのでしょうかというお尋ねです。まず、そこをお願いします。

○議長（田中政司君）

広報・広聴課長。

○広報・広聴課長（井上元昭君）

お答えをいたします。

まず、セミナー等の内容ということでございます。

セミナーについては、広報公聴関係のセミナー等が多々あっております。そういったものの必要な部分を選びながら行くというふうな形を計画しているところでございます。

具体的にということですので、東京については2人を2回、大阪についても2名を2回、それと、福岡については2名を3回、今予定しているところでございます。

それと、当初に計上をしていなかったということでございますけれども、当初予算の時点では、広報・公聴課というのが4月からの課になっておりますので、まだそちらのほうがありませんでしたので、詳細の予算については計上をしていなかったところでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

はい、わかりました。

先ほどの旅費で具体的にご答弁いただきましたけれども、この大阪、福岡、東京、時期がわかればお願いいたします。

それと消耗品5万円の内容。

それとパンフレットですけれども、先ほどの質問の中で配付先ということでふるさと会とか嘱託員さん、あと企業とかというお話ですけれども、このパンフレットの部数と、委託先をお願いいたします。

○議長（田中政司君）

広報・広聴課長。

○広報・広聴課長（井上元昭君）

お答えをいたします。

まず、消耗品でございますが、消耗品につきましては、広報公聴の事業を進める上で事務作業がどうしても出てきます。そういったときに、一番わかりやすいのはコピー用紙であったりとか、ボールペンであったりとか、コピー機のインク代とか、本当の事務用品ということになります。

あと、枚数でございますが、枚数については各大体300部程度を予定しているところでございます。

それと、委託先につきましては今後決定することになりますので、佐賀県内の事業者の方、そういったパンフレットを印刷するところであったりとか、ポスターを企画制作するところであったりとか、そういったところに入札、あるいはコンペ方式での入札というふうなこと

を考えているところであります。

飛び飛びで申しわけないです。旅費の時期でございますけれども、今はあくまで計画でございます。大阪については夏、東京については冬、福岡についてはそれぞれセミナーとかございますので、今後、年間を通した形になるかとは思いますが。

以上です。

○議長（田中政司君）

次に、諸井義人議員。

○3番（諸井義人君）

内容については、今までの回答でほとんど理解できますけれども、今度、広報・公聴課としての新しい予算というふうに見れば、私はもっとももっといっばい出て嬉野市のPRをどんどんしていくのかなと思っておりましてけれども、意外と少ないなと思っております。

小さいことですが、ポスター等ということで当初上がっていて、等は何かと聞いたとか、今度また新たにパンフレット等と書いてありますけれども、等には何が含まれているのか、ちょっとアバウトな感じがします。

それでお尋ねしたいのは、新規事業ですよ、今年度、新規ということで上げておられるので、事業説明の中にはその積算基礎とかなんとか——3月の当初のときも思っておりましたけれども、もう少し新規事業なら新規事業でわかりやすくその他の事項のところを書いてもらえないかなという願いで終わりたいと思います。

以上です。

○議長（田中政司君）

広報・広聴課長。

○広報・広聴課長（井上元昭君）

お答えをいたします。

「等」としておりますのは、ポスターもB2版とか、A2版とか、そういうのがありますけれども、その他にリーフレットとか、簡単なやつも一緒に制作しようかということで考えておりました。ただ、必ずリーフレットもつくるというわけではございませんけれども、そういった部分もありましたので、「等」というような明記をしております。

基本施策のパンフレット等ということでしておりますが、こちらは、枚数で言えば十二、三ページのやつのパンフレットと、あともっと簡単な4ページぐらいにまとめたやつも一緒に作成しようということで今回「等」ということで記載をさせていただいたところでございます。

それで、申しわけございません、議員御指摘の説明が足りなかったという部分については、今後、こちらの主要な事業を説明書のほうに明記できる分については今後やっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

諸井義人議員。

○3番（諸井義人君）

言われたように、今後この事業についてはどんどん政策的に出てくるだろうと思いますので、もう少し詳しい説明でお願いいたします。

以上です。

○議長（田中政司君）

次に、山口虎太郎議員。

○4番（山口虎太郎君）

ただいまの事業説明でほぼ理解ができました。

あと、御確認ですが、観光課がやっていたそういう宣伝、そういう事業を今度、広報・公聴課のほうで特化して専門的にやるという形で理解していいんですか。

○議長（田中政司君）

広報・公聴課長。

○広報・公聴課長（井上元昭君）

お答えをいたします。

観光課とか茶業とか、今までもそれぞれでその分野については担当課のほうで行っていたいておりました。

広報・公聴課でも、そういったことをしないということではございませんけれども、課をまたがったような部分について、広報・公聴課では主体的に取り組んでまいりたいと思っておるところでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

山口虎太郎議員。

○4番（山口虎太郎君）

はい、わかりました。

以上、終わります。

○議長（田中政司君）

次に、川内聖二議員。

○7番（川内聖二君）

これまでの説明のほうで事業の内容は十分把握ができました。

1つだけ、先ほど市長の答弁のほうで、これまでの形とは違ってひとにやさしい嬉野をPRするというところでございましたけれども、おもてなし条例も制定をしておりますので、そち

のほうもぜひとも記載してのポスター等を制作していただきたいなと思っております。

以上です。

○議長（田中政司君）

答弁は。（「答弁、よろしく申し上げます、市長」と呼ぶ者あり）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

この統一ブランドメッセージを打ち出して、そしてそこを絞り込んでということでおもてなし条例やっていますとか、ここが入るかどうかというのはなかなかちょっと確約はできないんですけれども、嬉野市として何を売りにしていこうかというところ、私がこのシティプロモーションの統一ポスターをつくろうというふうに言ったきっかけというのが、佐賀市でありました九州市長会であったり鹿児島県でありました九州市長会で、各市の統一パンフレットといいますか、A1ぐらいの大きなポスターが並んだ中で、嬉野がどうしても温泉で美肌のということで、それはそれでいいんですけれども、なかなか嬉野とわかるかというところ、ちょっとそうではないなというのが、いろんなほかのまちの市長さんからも、嬉野だったらどんと、もっとお茶畑の景色を出したほうがいいんじゃないかとか、嬉野をよそから見た人たちからして、これぞ嬉野という何か一目でわかるのが、やっぱり観光地である嬉野だったら、もうちょっと何かあるんじゃないですかということも言われたのがきっかけでした。

それで、鹿児島を見たら、やっぱり海に臨む茶畑であったりとか、人々が温かく触れ合っているような、何か温かいまちなんだなと思わせるようなものとか、いろいろ工夫があったものでありますから、その辺は市民の皆さんと一緒に対話をしていながら、そういったものをつくり上げていきたいなというふうに思ったところです。

武雄もいろんな陶芸と出湯のふるさとという、長らくそういったブランドメッセージでありましたけれども、「それ、武雄が始めます。」というふうに、市民と一緒に武雄の革新的な取り組みを打ち出すという、あえてそういう従来の資源を外したようなブランドメッセージを打ち出されたというのもありますので、そういった動き、さまざま一緒に協議する市民の皆様には、そういった情報を提供しながら、いいものをつくっていったらというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

次に、宮崎良平議員。

○6番（宮崎良平君）

先ほどの答弁を聞きながら、ある程度のことは理解しました。

1つだけお聞きしたいのが、これはポスター、パンフレットとかの作成に当たってなんで

すけど、目的というのが、「住みたいまち」、「訪れたいまち」など、選ばれるまちを目指すため、シティプロモーション事業を推進する」と書いてありますね。「定住人口や交流人口の増加を図るとともに」というところもあるんですけど、私も山口政人議員と一緒に東広島市に行ってきたときに、一番明確だったのが、どの世代に、親子というか、ちょうど私たちぐらいの世代の人口をふやしたいと、そういう何か明確な目的というか、そういったものがあつたような気がするんですね。言ってみれば、この効果を狙うためにどの世代のどういう人たちに向けてプロモーションをしていくのかといったところまであるのか、考えがあつてポスター作成、パンフレット作成をするのか、そこだけお伺いしてよろしいでしょうか。

○議長（田中政司君）

広報・広聴課長。

○広報・広聴課長（井上元昭君）

お答えをいたします。

狙う世代といいますか、その分については、例えば移住であれば、今働き盛りの30代、40代、50代の方も移住を考えていらっしゃるということですので、その分についてはその方たちがターゲットになるだろうと。また、観光とかについては、お子さんから高齢者の方まで観光に来ていただいておりますので、全ての世代がターゲットになるだろうということですので、その場面場面でやっぱりターゲット、目指すものというのは違ってくると思いますので、個々にその辺についてはターゲットを絞りながら、このときはこの方たち、このときはこの方たちというふうなことで進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（田中政司君）

宮崎良平議員。

○6番（宮崎良平君）

そうなれば、仮に企業さんに対してのシティプロモーションをしていくとなったときは、当然、企業誘致に特化というか、そういう見せ方というのがあると思うんですよ。また、観光とか移住とかという形になってくると、それなりの見せ方があると思うんですよ。そういう形で使い分けしてプロモーションをしていくというためのパンフレット、ポスターというものを分けたりはしないんでしょうか。

○議長（田中政司君）

広報・広聴課長。

○広報・広聴課長（井上元昭君）

お答えをいたします。

ポスターについては、先ほど市長が答弁いたしましたように、これが嬉野だというふうな

ことになると思いますので、それはある程度一つの方向性が出たものだと思っております。

パンフレット等については、今回つくるというのが、ここに東広島市のパンフレットが（現物を示す）ございますけれども、ここの中にそういった方向性を盛り込んでいくというふうなことになるかと思えます。

以上です。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

これで歳出13ページから14ページまで、第2款、総務費について質疑を終わります。

次に、歳出15ページから17ページまでの第3款、民生費について質疑を行います。

16ページの2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに、宮崎一徳議員。

○5番（宮崎一徳君）

そしたら、19節、負担金、補助金及び交付金の件についてお尋ねをいたします。

まず1つ、今回補正をなさっている金額が121万6,000円ということになっております。補正理由といたしまして、待機児童解消のため送迎等が新たに必要となったためでございます。この121万6,000円が、全てこの送迎のための費用なのかについてと、中身を、タクシー代等々とか、人数とか、何カ所行くとか、そういうのがわかりましたら詳細に説明をお願いしたいと思います。

○議長（田中政司君）

子育て未来課長。

○子育て未来課長（筒井八重美君）

お答えいたします。

この放課後児童クラブの補助の関係で、121万6,000円全てが送迎費等になるのかということですが、それだけではありません。「等」と書いていますように、ほかのものもあっております。

まず、主なものをこの前の合同常任委員会とか委員会のほうでお伝えしておりましたので、その中で、当初と実際に補助を出すときというのは若干違う部分も出てきております。ただ、主なもの2点ということで答えさせていただくとすれば、送迎の支援事業、送迎関係の分、それと、保護者の利用料が変更になったことによる分の主なものが2点上がってきております。

まず、1点目の送迎の支援事業についてですけれども、この分についてはタクシーで送迎をする分の事業となっております。これは、1カ所の学校に行くようにして、そこから送迎の分の予算を上げております。1カ所に行くんですけれども、学年が1年生から6年生までとなっておりますので、1日に2回送迎をすることがございます。その2回の分で計算をしたところで一応上げております。今これは予算ですので、一応送迎の分の事業として上げら

れる金額の一番上限金額を上げておりますので、実際、実績としてこの分がそこまで満たなかった場合は、もちろんここまではならないということになっております。その分の金額が46万6,000円ですね。あとの部分については、利用料等になります。

その利用料等についての説明をしたいと思います。

この利用料等については、今回2月に放課後児童クラブの募集をしております。その結果等が出てきたのが大体2月の末から3月ということになりますけれども、その時点で待機児童が発生しております。当初予算時には、久間と嬉野に放課後児童クラブが平成32年度に1つずつ、2カ所できておりましたので、当時は、もう十分満たすだろうということだったんですけれども、実際にふたをあけてみたら待機児童が発生しているということで、いろいろ考えた結果、送迎等をしなくちゃいけなくなったという点と、もう一つ、うちのほうで委託をしているところがあります。その分と、保護者さんが払われる利用料を一緒にしたほうが第一希望に行けなかった人たちに御案内するときに、一緒の金額でしたほうが御案内がしやすいというのがありまして、3月の末から4月頭、3月末ぐらいのここら辺ぎりぎりのところで検討をした結果ということで、当初5,000円で民間のほうをされていたのが3,000円ということになっています。その差額の分が出てきております。

放課後児童クラブの補助事業に関しましては、実際かかる金額からこの利用料等を引いた金額に対して補助を出すということになりますので、その分の差額等が出ておりますので、その分の金額となっております。それが丸々というわけではなくて、当初と違って若干ほかの部分でも差が出た部分を差し引いた分で残りの75万円ということになっております。

以上です。

○議長（田中政司君）

宮崎一徳議員。

○5番（宮崎一徳君）

今の説明で随分わかりやすくなりました。

ただ一つ、タクシーでの送迎で46万6,000円とおっしゃったんですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）これの積算根拠。例えば1日2往復する、年度末まで何日使う、利用するというようなところはわかりますか。

○議長（田中政司君）

子育て未来課長。

○子育て未来課長（筒井八重美君）

これがタクシーの送迎加算に係る経費ということで、積算は民間の事業所の補助事業ですので計算してはもらってはいません。一応春休み等がありますので3月末ぎりぎりではないですけど、そこら辺で計算はさせていただいておりますが、これはあくまでも基準額の上限額ということになります。基準額というのがありまして、送迎加算に係る経費ということで、そ

れの上限の金額を予算上では上げさせていただいております。ですから、これを例えば溢れることもありますでしょうし、少なく使われることもあるかと思います。そのタクシーに関しての契約自体も民間さんですから、民間のほうで契約をして実際に実施をされるということになります。

以上です。（「わかりました。以上です」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは次に、川内聖二議員。

○7番（川内聖二君）

事業の内容としては了解できました。

この送迎方法に関しましては、やはりタクシーの送迎というのが基本になっていくのか。そのタクシーを使う理由も含めて、説明をお伺いしたいと思います。

○議長（田中政司君）

子育て未来課長。

○子育て未来課長（筒井八重美君）

今回、タクシーを使っただけというのが、その送迎の間子どもさんたちに対する補償等も含めまして、タクシーによる送迎が一番補償等もあるということで今回選んでもらっているということになります。

タクシーによる送迎じゃなくて、例えば本人さんたちがその放課後児童クラブさん、民間ですので、そこが行くとなったらほかにいろんな許可等が必要になったりとかいうのもあるものですから、タクシーの送迎ということでお願いをしている、それを選ばれているということになります。

あくまでも学校と民間の放課後児童クラブの場所の間だけの送迎に関する分についての加算になっておりますので、それ意外の部分について出るわけではありません。

以上です。

○議長（田中政司君）

川内聖二議員。

○7番（川内聖二君）

もう結構です、はい。

○議長（田中政司君）

すみません、補助金の保育所整備事業についてお願いします。

○7番（川内聖二君） 続

今回、合同常任委員会での説明では、吉田保育園の整備として大規模な修繕を予定しているということで、ことしの2月に要望が、エアコンの修理の相談やったとですかね、内容は。

それが2月にあったということで、当初には上げられず今回の補正ということでした。その事業内容、今回この補正の額が908万2,000円という、計上されている金額が修繕費としては大きいものですから、その辺を詳しく説明をいただきたいと思っておりました。

○議長（田中政司君）

子育て未来課長。

○子育て未来課長（筒井八重美君）

御説明いたします。

保育園から2月に相談がありまして、その後この分についてということしております。これは、保育所整備交付金という事業になります。整備内容としては、保育所さんが修繕をしたいということで手を挙げられて、うちのほうに相談があってということになります。たまたま保育所整備交付金のほうの補助金でこういうエアコンの修理とかができないかということだったんですけれども、それがちょうど平成31年1月末に、県のほうから保育所整備交付金の要件としてこういうのも出てきましたよというのがあったものですから、それで今回、修繕と改修工事をされているということになります。

これが埋め込み式のやつになりまして、エアコン設置は16組ということで、撤去代も込みです。そして、埋め込み式が14組、ルームエアコンが2組ということで、部屋がほかの保育園等と比べましても、面積要件としても大変大きいです、この手を挙げられている保育園さんがですね。それで、実際の利用定員というのがあるんですけれども、その利用定員としてではなく、受け入れ可能収容人数というのがあるんですけれども、その人数としては110人ほどが収容可能ということで、それに対応し得るだけのエアコンの設置をしなければいけないということで今回設置をされるということになっております。この埋め込み式のエアコン代等がかなり金額が高いということになっております。

以上です。

○議長（田中政司君）

川内議員。

○7番（川内聖二君）

要するにこの機材は新規で、新設するということよろしいですかね。

○議長（田中政司君）

子育て未来課長。

○子育て未来課長（筒井八重美君）

この分が、保育園の一部ですので、保育園としては大規模修繕ということになります。ただ、エアコン自体の部分だけに特化すれば改修工事ですので、それを撤去して新しいものに全部取りかえるということになります。

以上です。

○議長（田中政司君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次、宮崎良平議員。これは、良平議員も2つ。

○6番（宮崎良平君）

はい、吉田保育園のほうから行きます。

先ほどの説明で、私も先に出していた大規模修繕に至った経緯とか、時系列もわかりました。

1つだけお聞きしたいのが、これはエアコンの取りかえだけということでしょうか、この予算というのは、それでよかったんですかね。

わかりました。その中で、工期というのがどれくらいかかるのか。今現況どういうふうになっているのか、そこら辺をお伺いしてよろしいでしょうか。

○議長（田中政司君）

子育て未来課長。

○子育て未来課長（筒井八重美君）

現在の状況についてお伝えしたいと思います。

調理室と保育室というのがあるんですけども、ともに大変きき方が悪いという状況というふうに聞いております。特にひどいのが調理室のほうで、頻繁に壊れるようなことがあって、そのたびに小規模な修繕は自分のところの運営費の中でずっとしていつてもらっていたんですけども、頻繁に壊れるということもあって、ききがかなり悪いということで、今現在は、調理室は安全面等も考えて、リースによって家庭用エアコンを設置したりとかいうようなところで急場をしのいでいただいているような状態ということになっております。保育室についても、修理をしながら対応を今までできてきたということになっております。

工期については、夏の8月前の7月に終わらせたいということで考えられています。この議決をもらったらすぐにでも取りかかりたいということで聞いております。

以上です。

○議長（田中政司君）

宮崎良平議員。

○6番（宮崎良平君）

これはすぐできるものなんですか。工期も含めてですけど、頼んですぐこの全てのものが用意されて。16基とかでしたよね、すぐできるのかなと思っていましたけど、どうでしょう。

○議長（田中政司君）

子育て未来課長。

○子育て未来課長（筒井八重美君）

この分、うちのほうは補助金を出す側で、実際にされるのは民間のほうがされますので、

もともとこの分について見積もり等も既にもらわれていて、この保育所整備交付金の要件として決まっているのが民間から2カ所、公の機関から1カ所、3カ所から見積もりをもらって等というので、民間のほうでそこら辺の見積もり等ももらって、県のほうにも協議書等を上げてというような段階に今のところしているような状況です。

これがすぐできるかどうかというのは、すぐできるようにされることと思っております。お願いはされるというふうに聞いております。

以上です。（「はい、わかりました。あともう一つ」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

次、放課後児童クラブ。宮崎良平議員。

○6番（宮崎良平君）

放課後児童クラブの件ですが、この金額の数的根拠とかいうものはわかりました。

ただ1つだけ、この説明の仕方がここに注釈として、補正理由が「待機児童解消のため送迎等が新たに必要になったため」と書いてあるんですけど、それ以外の75万円というほうが大きいじゃないですか。ここの説明をやっぱり書いていただきたいと思ったんですよ。見ていると補正理由、今回の追加補正121万6,000円がほぼほぼこのタクシー代として、送迎代としてという形でまず捉えちゃうので、そこの説明をまたこうやって新たに求めなきゃいけないというのがあったので、そこの説明は今後気をつけていただきたいなと思っております。

以上です。

○議長（田中政司君）

子育て未来課長。

○子育て未来課長（筒井八重美君）

今回、補正理由までここに書こうということで子育て未来課のほうで統一して、この主要な事業の説明書にも書くように全部しようということで決めたところでした。その中で今後、もうちょこっと具体的に補正理由のところを書くようにしていきたいと思っております。

（「お願いします」と呼ぶ者あり）

以上です。

○議長（田中政司君）

よろしいですか。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

これで歳出15ページから17ページまで、第3款、民生費についての質疑を終わります。

次に、18ページの第6款、農林水産業費について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、歳出19ページの第7款、商工費について質疑を行います。

初めに、1項、商工費、2目、商工振興費について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに、梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

プレミアム付商品券事業について質問をさせていただきます。

ここで対象者を書いてありますけれども、子育て世代の世帯主と住民税非課税者と。これのそれぞれの内訳人数をお聞きしたいと思います。

それと、額面は2万5,000円ですけれども、この2万5,000円の1人当たりの限度額、こういったことは決めてあるのかどうか、この点について。

そして、今まで補助金として上げてあった分を今回は委託料へ変更ということで、この部分の詳細説明をお願いいたします。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（中村はるみ君）

お答えいたします。

まず初めに、対象者の内訳ということですが、この事業につきましては、子育て世帯及び住民税非課税世帯が対象となっております、総数を7,000件と見込んでおります。

内訳としましては、子育て世帯の該当者を700件、住民税非課税世帯を6,300件、合わせて7,000件と見込んでおります。

続きまして、1人当たりの購入限度額はということですが、これは1人当たりの商品券の額面が2万5,000円分ということで、5,000円掛ける5冊まで購入できるようになっております。その購入額は2万円ですので、プレミアム率としては20%となっております。

それから、補助金から委託料への変更の詳細ということですが、本事業につきましては、当初、商工会での補助事業として計画をしておりました。販売換金業務等につきましては、商工会のほうでは難しいという話がありましたので、他の機関に委託することとなったことに伴いまして、予算の組み替えを行うものでございます。

プレミアム付商品券事業につきましては過去にも何度かありまして、商工会を受け手として実施された経緯があります。当初、今回のプレミアム付商品券事業につきましても、商工会のほうに一括してのお願いをする予定としておりましたが、詳細がだんだんわかるにつれて、この事業が長期の事業となりまして、商工会の確定申告等で忙しい時期等と重なることになりましたので、換金及び販売の部分につきましては、商工会のほうで受けるのは非常に難しいというお話がありました。そこで、販売の部分と換金の部分をほかの機関に委託するというので今回予算の組み替えをお願いすることになりました。

以上です。

○議長（田中政司君）

梶原議員。

○15番（梶原睦也君）

わかりました。そしたら、この1人頭10万円までということで限度額を示されましたけど、この確認についてはどういうふうにされるのか。要するに、1人の人が10万円までしか買えないわけですね。そういうことじゃない（発言する者あり）2万5,000円の5セット。

（発言する者あり）ごめんなさい、ちょっと確認。もう一回すみません、ちょっと確認。

○議長（田中政司君）

初めに交付するということば言うたがよかかわからん。観光商工課長。（「こいまず2回目に入らんよね、確認やから」と呼ぶ者あり）

○観光商工課長（中村はるみ君）

1人当たり5,000円掛けるの5冊分の2万5,000円が1人分になります。これは、購入限度額ということではなくて、1人当たり買える金額の1人分が2万5,000円ということになります。

○議長（田中政司君）

梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

ということで、そしたら限度額、要するに1人頭幾らでも買えるのかどうかという部分。

○議長（田中政司君）

違う違う。

○15番（梶原睦也君）続

違う、何かおかしか。

○議長（田中政司君）

そいけん、その引きかえばこっちからやりますということば言うたほうがよか。観光商工課長。

○観光商工課長（中村はるみ君）

この事業につきましては、対象者に対しまして引きかえ券を交付するようになります。引きかえ券が5冊分買えるような引きかえ券になっておりまして、その分を本人さん選択で購入することができますので、5冊買う人もいれば1冊しか買わない方もいらっしゃるというふうに考えております。

○議長（田中政司君）

梶原議員。

○15番（梶原睦也君）

了解しました。

そしたら、今回、子育て世帯が700件、住民税非課税者が6,300件ということでありましたけど、実際、少額でも買えるということですね。実際、この全体の販売量については、見込みはどのようなふうに出てられているのか。低所得者も含めて、ここら辺の販売の見込みに

ついてお伺いしたいんですけど。

それともう一点は、今回このプレミアム付商品券が発行されることによって地域の下支えになるということでここに書かれておりますけれども、これまでのプレミアム付商品券等のことも考えてみたときに、地域の下支えという役割として、どれくらい地域の消費拡大につながっているという実績等もあるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（中村はるみ君）

お答えいたします。

まず、販売見込み件数ということですが、今までの商品券につきましては条件等も何もなく、買いたい方が購入できるということでしたが、今回は条件がついております。商品券の1枚当たりの額面が500円となっております。ということで、少額でも購入することができます。一応うちのほうで登録できるのは市内の商店に限るということで話を検討しております。ということで、今のところ何件というはっきりした見込みの数はつかんでいないのが現状です。給付金等から考えますと、90%に行けばいいのかなというふうなことで思っております。

それから、地域への貢献ということですが、先ほど言いましたように市内の商店等を登録店として行うということですので、市内の商店街のほうで購入されるケースが多いのではないかなと一応考えてはおります。

以上です。

○議長（田中政司君）

次に、増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

同じくプレミアム付商品券事業についてお尋ねします。

今の梶原議員の質問の中の御答弁で、大体理解はできました。

その中で、委託料にかわったということですが、これまでのプレミアム付商品券というのは、商工会の方が受けていただいていたんですが、それが長期の取り扱いということで商工会さんだけでは無理だということで委託にかわったということなんですけれども、当初は商工会の方ということだったんけれども、いつの段階でそういう話の流れが出たのかというお尋ねです。

あと、ここに登録店募集とありますけれども、登録店というのが、今まではホテルだったりガソリンスタンドだったりいろいろあったと思うんですけど、そういうお店の限定とかはないんでしょうか。市内のあらゆる商店の方だったらよろしいんでしょうか、2点お尋ねします。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（中村はるみ君）

お答えいたします。

商工会で一括しての受けができなくなった時期はいつかという御質問だったと思います。確実な日にちというのはちょっとわからないんですけれども、4月に入ってから商工会とこの事業について打ち合わせをしていく中で、期間が来年の3月31日までということで、確定申告の時期と重なるので、ちょっと厳しいなという話がありました。県内の商工会の会議等でも、商工会で受けるのは難しいというふうなことに今なっていますというのが、4月になってから話がありました。よその市町等ともいろいろ連絡を取り合って確認したところ、やはり商工会への補助事業としてするのは難しいということになりましたので、今回の補正を出させていただいたという経緯でございます。

それから、登録店の件ですけれども、この分につきましては、今から商工会のほうで登録については募集をしていただくこととなりますので、その辺は詰めていきたいと考えております。

ただ、この商品券の目的自体が子育て世帯ということになっておりますので、全部大丈夫ですよということにはならないかとは思いますが、ある程度はできるものだと考えております。明らかに国のほうでだめですというふうなものもありません。

○議長（田中政司君）

増田議員。

○8番（増田朝子君）

わかりました。ほかの市町の方も、商工会の方だけではちょっと難しいかなというお話があったということですが、今回、販売は郵便局、換金が金融機関ということですが、まず、郵便局と金融機関の方もこの委託先ということで、話し合いの中でスムーズに受け入れをされたんでしょうかということが1点。

あと、ほかの市町では、例えば郵便局、金融機関以外にも取り扱いというのがあったんでしょうかということの2点。あるんでしょうか。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（中村はるみ君）

お答えいたします。

郵便局につきましては、郵便局のほうから申し出がありまして、販売のほうは引き受けますということでありました。

金融機関につきましては、まだはっきりと回答を受けているわけではないんですけれども、

嬉野市内にある金融機関でお願いしていくということですが、県のほうでも金融機関のほうにプレミアム付商品券の換金の部分を受けていただくようにということで、県のほうからも金融機関のほうに話をされているような状況でございます。

ほかの市町でどうなっているかということなんですけれども、ほかの市町につきましても6月の議会で補正をかけていらっしゃるということで、まだはっきりしたことはお答えできるものはありません。

○議長（田中政司君）

増田議員。

○8番（増田朝子君）

わかりました。では、この販売の郵便局とありますけれども、市内に何か所か郵便局がありますけれども、どこでも販売ということで購入ができるんでしょうかというお尋ねと、換金はまだはっきり確定していないということですが、決まった場合、金融機関は市内の金融機関ということでしょうか、確認をお願いします。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（中村はるみ君）

お答えいたします。

市内の金融機関ということですが、一応今想定しているのが、嬉野町、塩田町、どちらでも行けるところということで今検討をしております。

郵便局のどこでもいいのかということですが、市内6郵便局を今のところ計画しております。

以上です。

○議長（田中政司君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次に、同じく19ページの1項、商工費、4目、観光費について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに、諸上栄大議員。

○2番（諸上栄大君）

それでは、観光費の委託料に関して質問をさせていただきます。

国際観光・産業戦略事業（訪日観光客誘客事業）に関して予算計上をされていますけれども、まず、この委託先及び実施期間等は、県の観光連盟と武雄市との共同事業になっていますけれども、委託先とか、その実施機関等は現在どのような考えを持たれていらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（中村はるみ君）

お答えいたします。

委託先及び実施期間ということですが、委託先につきましては、バス会社を予定しております。

実施期間ということですが、およそ2カ月間の試験運用を考えております。まだ期間についてははっきりとは決まっていないんですけれども、おおむね10月ごろからを想定しております。

以上です。

○議長（田中政司君）

諸上栄大議員。

○2番（諸上栄大君）

予定的にですけれども、おおむね10月ごろという説明だったんですけれども、2カ月間、12月ぐらいまで恐らくされるということで予測されるんですけれども、目的の中に、「香港便に合わせた運行により利用者のロコミによる香港内での嬉野市のPRや今後の誘客事業にも期待できる」というようなことで書かれておりますけれども、例えば、バス移動中に嬉野のPR動画を流したりだとか、そういう具体的な調整というのは今後になると思うんですけれども、そういった中で、担当課としてそういうビジョンを持たれているのかどうか、お聞きしたい。

それと、仮にこの2カ月の間にこれが大好評で、もっともっとロコミが広まってくるといような状況になった場合に、同じような対応をどのように考えていらっしゃるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（中村はるみ君）

ありがとうございます。これからの運用についてということでよろしいでしょうかね。

物すごく人が多く利用された場合の運用につきましては、ぜひ数年の事業にしていきたいと考えます。

また、空港から嬉野まで来る間にプロモーションビデオ等を流して嬉野の広告をするのかということでしたけれども、非常にいいことだとは思いますが、この事業が佐賀県の観光連盟と武雄市との共同事業と今回しておりますので、そこについては今のところ検討はしておりません。

以上です。

○議長（田中政司君）

諸上議員。

○2番（諸上栄大君）

市長、同じ質問です。今後、試験的に施行されることだとは思いますが、これの口コミが広がって、嬉野よかね、来たかとぼってんということで、どんどんふえていくということがうれしいことなんですけれども、先ほど担当課は、そういった場合にはどんどん継続したいというようなどころでおっしゃられておりますけれども、その辺の市長の見解をお聞きして最後にしたいと思います。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

今インバウンドも顕著に伸びておりまして、年間12万人の方に宿泊をいただいております、そのうちの9万人が韓国、そして1万3,000人程度が台湾、そして9,000人程度、1万人弱が中国からということになっております。

そうした中でありますが、今、外国人観光客の比率、各観光地で違うんですけれども、特にこの西九州地区というのはやはり近接地ということで、中国、韓国のお客さんが多いということでもありますので、今後身近な地域として来ていただくには、やはり公共の交通手段とか、そういったものがあつたに越したことはないというふうに思っておりますので、この辺のお客さんの伸びぐあいも念頭に置きながら、運行の継続も可能性として探ってまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次に、梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

先ほどの分で、委託先とかはバス会社等も当然またこれは決まってからだと思いますけれども、2カ月程度の直行バス運行の事業を実施するとありますけど、これはいつから2カ月なのかという部分と、平成31年1月から既に香港便の発着があつているということでもありますけれども、大体どれくらいのバスの乗客を見込んでいるのか。武雄市とともにそういう話はされていると思うんですけど、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（中村はるみ君）

お答えいたします。

いつごろまでのということによろしいでしょうか。（「大体いつからの2カ月」と呼ぶ者

あり) いつからですか。

一応先ほどもお答えしましたように、2カ月間ということで、まだ日時期をいつということとは確定していないんですけれども、予定としておおむね10月ぐらいからを想定しているところであります。

また、利用者の見込みということですが、バスの利用者についてですけれども、今現在、長崎空港から嬉野へのアクセスにつきましては、バスを乗り継ぐかタクシー、またはレンタカーを利用する必要があります。それで、香港在住者の方にアンケート調査をお願いしたところ、長崎空港に香港からの直行便が就航していることを知っていますかという問い合わせに対しまして、知っていますと答えた方が72%ほどありました。その方に、利用したいですかという質問をしたところ、利用したいと答えた方が91.9%という高い数値が出ております。その結果から見ますと、ある程度の利用は推察できるのではないかと見込んでおります。

以上です。

○議長（田中政司君）

産業振興部長。

○産業振興部長（早瀬宏範君）

1つだけ補足で御説明をさせていただきますけれども、この事業は、嬉野市と武雄市さん、あと観光連盟さんとの共同事業となっております。先ほど観光商工課長が答弁をいたしましたように、私どもとしてはやっぱり温泉を楽しんでいただける10月ぐらいというふうに思っておりますけれども、はっきりした時期につきましてはやはり協議も必要かというふうに思っておりますので、時期については若干ずれる可能性もあるということで御理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（田中政司君）

梶原議員。

○15番（梶原睦也君）

わかりました。そしたら、武雄市との共同事業ということでもありますけど、嬉野市にいっぱいおりてもらいたいというのが本音なんですけれども、そこら辺について、武雄市と嬉野市との共同事業をすることによって、ほかの部分での——このバスを共同事業するわけですが、このバスの事業の中で何か共通してこういうふうやっていこうとか、そういった連携した取り組みというのは何かあるんでしょうか。来た人が適当に嬉野にいたり、武雄にいたりするということなのか、そういう連携した取り組みというのもこの中で考えられているのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（田中政司君）

産業振興部長。

○産業振興部長（早瀬宏範君）

お答えいたします。

今回補正で計上しております事業につきましては、あくまでもバスの運行というところでの事業でございますので、連携したほかの取り組みというのを今具体的には計画はいたしておりませんが、武雄市さん、あとはこれは若干違いますけれども、有田町さん等々は連携したほかの事業等も取り組んでおりますので、そういった形では連携を図っていけるものもあるのではないだろうかと思っております。

以上です。

○議長（田中政司君）

よろしいですか。

次に、増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

同じく、訪日観光客誘客事業についてお尋ねします。

今の梶原議員の質問の中で大体わかりましたけれども、この委託料の中で、30往復とございます。この30往復というのが、行きと帰りとしたら15便ずつだと思っておりますけれども、どのようなあれで30往復という、例えば長崎空港に週のうち何回就航とかあると思っておりますけれども、その回数。

そして、例えば嬉野、武雄にバスが行くと思っておりますけど、そのときに嬉野の停留所というか、寄るところはどこ。例えば1カ所とか2カ所とか、その具体的な計画までされていらっしゃるのでしょうか。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（中村はるみ君）

お答えいたします。

30往復ですので、その半分ということではなくて、30往復になります。

それで、約2カ月間の試験運用ということですので、今、長崎空港に就航している便が週3便となっておりますので、そこから2カ月程度ということで30往復ということで試算しております。

それから、これはまずもって事業自体が香港のほうで利用申し込みをしていただいた方の利用となりますので、途中でどこかにとまるとかそういうことではなくて、嬉野の場合は和楽園前を想定しております。

以上です。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。

○ 8 番（増田朝子君）

わかりました。週 3 回の就航ということで 30 往復ですね。最寄りでありられるのは和楽園の前ということなんですけれども、これは時間的に、例えばこのバスの時間帯も計画はされていらっしゃるんですか。就航のときですけれども、飛行機の就航の時間というのが、空港に何時ごろ着いてこちらに予定としては何時ごろ。そして、帰りは何時ごろとかをお願いします。

○ 議長（田中政司君）

観光商工課長。

○ 観光商工課長（中村はるみ君）

お答えいたします。

運航スケジュールにつきましては毎回変わるとおられますので、6 月現在の分でもよろしいでしょうか。

6 月現在の長崎空港着が、火曜日が 19 時 10 分、木曜日が 17 時 55 分、土曜日が 18 時となっております。それから、長崎空港発が、火曜日が 20 時 10 分、木曜日が 20 時 10 分、土曜日が 20 時 10 分で、長崎空港発は同じ時間となっております。

いずれの場合も 2 時間前を想定しております。

以上です。

○ 議長（田中政司君）

増田議員、3 回目ね。

○ 8 番（増田朝子君）

ありがとうございます。

先ほどの質問の中でも結構、アンケートでも、知っているという方が 72% とか、あと、できたら利用したいという方が 90% 以上ということで、その統計からも結構期待ができるんじゃないかなと思うんですけれども、先ほど質問もありましたけど、今後、結構利用が多かったら、次の段階で試験的じゃなくてずっと事業として進めていきたいということなんですけれども、試験的にされて、結果を検証されると思うんですけれども、今後のスケジュールをお知らせください。

○ 議長（田中政司君）

観光商工課長。

○ 観光商工課長（中村はるみ君）

お答えいたします。

先ほどしていききたいと言いましたけれども、これは今後の検証によるものだと思います。

この事業につきましては、長崎空港への香港からの直行便が就航したことによりまず試験運用をしたいという試みでございます。長崎空港まで嬉野から直接行けるアクセスというの

が、タクシーかレンタカー以外にないので、今回このバスの運行によりましてどのくらいの利用者があるかを検証していきまして、今後、嬉野と長崎空港のアクセスの改善等も含めまして、あと、今回は香港のほうの旅行会社が委託先となっておりますけれども、委託先等も含め、それから料金も含めて今後検証していきまして、次の段階へステップを踏んでいきたいと思っております。

現段階ではっきりとしたスケジュールとか、今後どうしますというのはまだ控えさせていただきますと思います。

○議長（田中政司君）

次に、森田明彦議員。

○9番（森田明彦君）

私のほうからは確認をしたいと思えます。

今回の長崎空港からの香港就航便に関しての運行の計画ですね。大村からはアクセスが非常に悪いということで、私も非常に今回画期的だなと思えました。特に、佐賀県のほうは佐賀空港の御利用をとということで勧めていらっしゃると思いますので、今回、長崎空港からのこういった送迎を——ただ、今回は県の観光連盟と武雄市との共同ということで、ちょうど3分の1ずつの出し分ということで理解するところです。

30往復ということで先ほどから説明がっておりますように、おおむね2カ月間ということで、大体2日に1回ぐらいの割合だなということで予測はしておりましたけれども、基本的にまず、長崎空港への到着便に関して、この期間中の輸送に関しては一応漏れがないということで確認をしていいですね。それが1点です。

それから、先ほど市長の答弁で非常に多かったとき、反響がよかったときのことも述べられておりました。今回はあくまでも試験ということですがけれども、就航そのものはずっと継続して、好評であれば当然こういった送迎というものも、アクセス自体、便利なアクセスができれば別なんですけれども、それができるまでには2カ月後も、可能であればぜひ、例えば極端に言えば市単独でもこういったことも必要ではないかなと思えますが、この分に関してはまだはっきりわからないということでもありますけれども、またそういった可能性も含めまして、この2点だけ確認をしたいと思えます。

○議長（田中政司君）

観光商工課長。

○観光商工課長（中村はるみ君）

お答えいたします。

まず、就航数を満たしているかという質問でよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）先ほども言いましたように、週3便の就航となっておりますので、30往復で満たしていると考えております。

それから、終了後のことですけれども、嬉野市内への昨年度の香港からの宿泊者数を見ますと約3,000人を超えた宿泊者の数が出ております。利用者の数もある程度見込めるのではないかとは思っておりますが、実施してみないとわからないところでもありますので、今回の試験運転を見まして、その後に検証して今後どうするかを検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（田中政司君）

森田明彦議員。

○9番（森田明彦君）

内容については十分理解いたしました。

韓国、中国を含めて、香港からの訪日の方も、嬉野に関しては上位のほうに入る国柄だと理解しておりますので、今後もそういった非常に可能性のあるお国でございますので、積極的にこの継続も含めまして、今後のこともしっかり計画を検討していただきたいということを希望しておきます。これは答弁は結構でございます。ありがとうございました。

○議長（田中政司君）

これで歳出19ページの第7款、商工費についての質疑を終わります。

次に、歳出20ページから21ページの第8款、土木費について質疑を行います。

21ページ、4項、都市計画費、5目、公園費について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに、諸井義人議員。

○3番（諸井義人君）

補正予算書21ページの公園費ですね。社会資本整備総合交付金事業（公園施設長寿命化対策支援事業）ということで、当初は3,900万円予算が上がっていたかと思えます。今回1,320万円減額になっているということは、ほぼ3分の1カットをされたということで、さきの合同常任委員会的时候には国の内示によりということで説明がありましたけれども、1,300万円カットされたという意味合いでとってよろしいでしょうか。

○議長（田中政司君）

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（小野原 博君）

お答えいたします。

今回の減額補正につきましては、先ほど議員が申されましたように国の内示に伴うものでございます。内示率が67%となっております。

以上です。

○議長（田中政司君）

諸井議員。

○3番（諸井義人君）

それでは、当初の予算のときには照明灯の取りかえを6基、木製階段の改修を115メートルするというふうにありましたけれども、3分の1に減ったということで、この工事内容は、それぞれに3分の1減るという考えでいいんでしょうか。

○議長（田中政司君）

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（小野原 博君）

お答えいたします。

当初予算におきまして、嬉野総合運動公園内の梅林園の階段改修と多目的運動広場周辺の照明灯の改修を計画しておりました。今回の内示によりまして減額となりましたので、階段改修を優先して行いたいと考えております。

先ほど議員のほうからもありましたように、当初予算で説明しておりましたように、梅林園、下から記念広場への階段、延長で115メートルを今回行うものとなります。照明灯の改修6基につきましては次年度移行で対応したいと思っております。

以上です。

○議長（田中政司君）

諸井議員。

○3番（諸井義人君）

それでは、来年度は確実にまた1,300万円予算が来るだろうということですがけれども、今回、実施設計に200万円、ほかにも上がっているんですけれども、3分の1減ったということでこれは130万円ぐらいにならなくてよかったんですか、委託料の減額はしなくてよかったんでしょうか。

以上です。

○議長（田中政司君）

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（小野原 博君）

お答えいたします。

委託料の分につきましては設計委託を計画しておきまして、今回、梅林園の階段改修の設計と、照明灯の改修につきましては設計までは今年度で行いたいと思っております。

以上です。（「いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

宮崎良平議員。

○6番（宮崎良平君）

わかりましたので、取り下げます。

○議長（田中政司君）

次に、同じく21ページ、4項、都市計画費、6目、嬉野温泉駅周辺整備費について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに、山口政人議員。

○13番（山口政人君）

観光文化交流センター、これはどういう事業内容で活用する計画なのか、伺いたいと思います。

それと、建設時期はいつなのか、それから、これは市が運営をするのか、その3点をお伺いします。

○議長（田中政司君）

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（小野原 博君）

お答えいたします。

観光文化交流センターにつきましては、嬉野温泉駅周辺まちづくり委員会からの提言書に盛り込まれておるものでございます。提言書の中で、交流、情報発信機能として、市民と来訪者の交流を深め、嬉野をアピールできる情報発信の場と位置づけております。

これを受けまして、平成29年度からの都市再生整備計画の中で、工事、都市施設として事業化を図っているものでございます。

整備の目的といたしましては、嬉野市の新たな玄関口として温泉街へ誘う交通拠点機能、市及び周辺地区の情報を得るインフォメーション機能、嬉野の魅力を伝える観光拠点機能、市民と来訪者の交流機能を有した観光文化交流センターを整備するものでございます。

時期につきましては、今年度は基本設計、来年度は実施設計、令和3年度に建設を予定しております。

あと、運営方法ですけれども、駅周辺につきましては官民連携事業として整備するものを考えておりまして、今後サウンディング等により意見を聞きながら、運営方法についても決定したいと考えております。

以上です。

○議長（田中政司君）

よろしいですか。

次、諸上栄大議員。

○2番（諸上栄大君）

私も1点だけです。

先ほどもちょっとあったかとは思いますが、委託料に関しての委託先の選定はどのように考えられているのか、そこだけお聞きしたいと思います。

○議長（田中政司君）

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（小野原 博君）

今年度の基本設計につきましては、委託業務となりますので、指名競争入札を予定しております。（「以上です」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

工事請負費は次かな。これまで一緒に行かんばろ。（「はい」と呼ぶ者あり）委託料だけじゃなくて工事請負費も出とろう。（「工事請負費も、はい出しとっです」と呼ぶ者あり）
諸上栄大議員。

○2番（諸上栄大君）

そしたら、15節の工事請負費のほうですが、歩道照明灯の整備ということで説明書の中には記載されているようですけども、歩道照明の整備、この詳細に関して教えていただきたいと思います。

○議長（田中政司君）

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（小野原 博君）

歩道照明灯につきましては、都市再生整備計画の中で高質空間形成施設として事業化を図っております。

今回の補正につきましては、国の内示に伴うものでありまして、前年度までの国費の年度間調整を解消し、事業を前倒しして進捗を図るものでございます。

補正による追加といたしましては、交差点照明を4基、歩道照明を7基分ふやしまして、当初予算とあわせて、今年度は交差点照明4基、歩道照明27基を整備するものとなります。

以上です。

○議長（田中政司君）

諸上栄大議員。

○2番（諸上栄大君）

そしたら、具体的にはどの辺になるのか教えていただきたいと思います。

○議長（田中政司君）

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（小野原 博君）

お答えいたします。

整備をする場所になりますけれども、嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業内の都市計画道路、新幹線温泉駅1号線、2号線、3号線の道路になります。

以上です。

○議長（田中政司君）

よかですか。（「よかです」と呼ぶ者あり）

次、梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

すみません、さつきよくわからなかったんですけど、観光文化交流センターは駅周辺の提言によって出てきているというふうにおっしゃいましたけど、そしたら、具体的に駅舎ができて駅舎の中にこういうのができるのか、それとも、別に建物として文化交流センターという建物ができるのか、ここが勉強不足でわからないんですけど、この点についてお伺いしたいと思います。

○議長（田中政司君）

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（小野原 博君）

お答えいたします。

提言書の中に示されておりますけれども、駅西口を出たところになります。（「別に建物をつくるんですか」と呼ぶ者あり）はい、建物としては別の建物となります。駅舎ではございません。

以上です。

○議長（田中政司君）

梶原議員。

○15番（梶原睦也君）

そしたら、要するに先ほどありましたように観光案内みたいに考えればいいということでしょうか。

○議長（田中政司君）

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（小野原 博君）

お答えいたします。

もちろん観光案内もできるものとなっておりますけれども、先ほど御説明いたしましたように、温泉街へ誘導するような機能を持った施設、もちろん観光案内ですね。それと、インフォメーション機能、それとまた、市民と来訪者の方が交流をできるようなスペースも有したものと考えております。

以上です。

○議長（田中政司君）

梶原議員。

○15番（梶原睦也君）

ちょっと僕的にイメージ——要するに私は小さな観光案内所みたいなイメージをしたんで

すけれども、さっきの課長の話によれば、来た人が交流できるような場と。そしたら、そこで滞在して、例えば足湯みたいなのもそこにできるとか、例えばですよ。そういうようなイメージでいいんでしょうか。観光客が来て、そこでいろんな意見交換というか、そういう交流の場という、そういうふうなところまで拡大して考えられた建物なのかどうか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（田中政司君）

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（小野原 博君）

お答えいたします。

交流スペースにつきましては、足湯というようなイメージは持っておりません。交流できるスペースを持って、いろんなイベントとかでも活用できるようにしたいと思っております。

以上です。（「もういいです」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

次に、増田朝子議員。増田議員も2つですけど、別々ですよ。

○8番（増田朝子君）

はい、別々です。

○議長（田中政司君）

委託料と工事請負費ですね。

○8番（増田朝子君）続

はい。まず、委託料でお尋ねします。

この観光文化交流センターで基本設計ということで計上されていますけれども、私も今お話を聞いていましてイメージ的になかなかあれなんです、今は駅の西口という御答弁だったんですけども、これから基本設計ということで、イメージとしてまず用地はある程度確定されているのかなと思います。

また、市のお考えとしては、例えば平屋とか、2階建てとか、そこら辺、これだけのことを盛り込むんだったら結構スペースも要るんじゃないかなと考えた場合に、ある程度構想としてはこのくらいとかという広さとか、高さとか、おありなんでしょうか、お尋ねします。

○議長（田中政司君）

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（小野原 博君）

お答えいたします。

先ほど申しましたように、駅西口を出たところに計画をしております。提言書の中にも場所等も示してあります。

それで、平屋で考えておまして、約600平米を計画しております。

以上です。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

すみません、提言書を私も勉強不足でした。

その中で、先ほど情報発信の拠点、インフォメーション、交流とかを答弁されたんですけども、その中で、サウンディングとかをされるということなんですけれども、このサウンディングとかも含めて、今後のスケジュール等をお知らせください。

○議長（田中政司君）

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（小野原 博君）

観光文化交流センターの建設スケジュールにつきましては、今年度は基本設計、来年度は実施設計、令和3年度に建設を予定しております。

先ほど私が申しました今後のサウンディングということにつきましては、駅周辺の整備におきましては官民連携事業として考えておりますので、その中でこの観光文化交流センターの運営につきましても意見を聞きながら運営方法を決定したいと考えております。

以上です。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。3回目ですね。

○8番（増田朝子君）

一応これで終わりますけれども、あとわかりました。次の工事請負費は取り下げます。

○議長（田中政司君）

もうよろしいですか。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

次、山口卓也議員。

○1番（山口卓也君）

事業の内容はお伺いしてわかりました。

1つお願いとして、先ほどほかの議員もおっしゃいましたけれども、この説明書を今後、充実、改善していただきたいなど。要するに、提言書に基づく計画だということを経営説明——何も知らないとわからないので、この説明書を充実していただきたいというふうなお願いと、私も提言書を見させていただいたんですけども、600平米で最大許容人数が2,000人だったですかね。そういうふうな記載があったんですけども、要するに、提言書を受けて市が計画をすると思うんですけども、その提言書の内容と異なるような計画があるのかどうか。私たちが確認する上で、提言書を見れば十分その内容がわかるのかどうか、それをお伺いします。

○議長（田中政司君）

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（小野原 博君）

先ほど申しましたように、まちづくり委員会から提言書をいただいております、平成28年3月。そのときに、議員の皆様にはお配りをして説明をしたと聞いております。その後、平成29年度からの都市再生整備計画というものを嬉野市でつくって事業化を図っております。提言書をいただいて、提言書をもとにそういう計画をもって現在進めているところであります。

以上です。

○議長（田中政司君）

山口卓也議員。

○1番（山口卓也君）

要するに、提言書をもう一度見れば、その内容はわかるということによろしいですかね。

○議長（田中政司君）

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（小野原 博君）

提言書を基本に今、都市再生整備計画というのをつくっております、この都市再生整備計画もホームページ等では掲載しております。

○議長（田中政司君）

山口卓也議員。

○1番（山口卓也君）

わかりました。そしたら、その都市再生整備計画のほうを私たちは見ってから確認をすることができるということで理解しました。ありがとうございます。

○議長（田中政司君）

答弁よかですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

次に、山口虎太郎議員。

○4番（山口虎太郎君）

そしたら課長、その都市計画の提言書に規模は載っているんだと思うんですけど、そちらのほうを教えてくださいませんか。今、駅前の、規模は書いていないですかね。

○議長（田中政司君）

600平米と。

○4番（山口虎太郎君）続

交流館の、今言われた都市計画の青写真はあったと思うんですけど、そこに規模は載っていませんでしたか。もし載っていたら教えてください。

○議長（田中政司君）

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（小野原 博君）

お答えいたします。

提言書に基づきまして、都市再生整備計画というものをつくっております。その中で約600平米ということで整備をするようにいたしております。

以上です。

○議長（田中政司君）

山口虎太郎議員。

○4番（山口虎太郎君）

すみません、2回目。

600平米ということで、山口卓也議員も言われたと思うんです。計画的に一応そこまでやっておられるので、これは予算的にと聞いてもまだ無理かなというのがありますけど、予算規模というものは言えますか。

○議長（田中政司君）

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（小野原 博君）

お答えいたします。

都市再生整備計画上では、事業費として2億2,2700万円を予定しております。ただし、基本設計等を行いまして事業費は決定したいと考えております。

以上です。

○議長（田中政司君）

山口虎太郎議員。

○4番（山口虎太郎君）

わかりました。

以上、質問を終わります。

○議長（田中政司君）

次に、川内聖二議員。

○7番（川内聖二君）

委託料に関しましては説明をいただき、大体理解できました。

工事請負費の歩道照明灯に関して確認ですけど、たしか当初予算では58基設置をするように説明を伺っていたと思います。

今回、交差点に4基、そして歩道照明を7基ということで計11基、合計69基と思いますが、これは都市計画道路、新幹線温泉駅1・2・3号線にということなんですけど、西口、東口

がありますよね。要するに区画整理地内の道路全体的に今回設置をされるんですかね。西口、東口の道路名を私がまだ把握しておりませんので、申しわけございません。

○議長（田中政司君）

新幹線・まちづくり課長。

○新幹線・まちづくり課長（小野原 博君）

お答えいたします。

まず、当初予算に計上しておりました照明灯につきましては、これが基礎の部分を掲示している分もございます。

それで、今回、先ほど申しましたように補正したものとあわせて、立つ分が交差点照明が4基、歩道照明が27基。全体計画といたしましては、交差点照明が19基、歩道照明が71基を全体事業として考えております。

路線のほうですけれども、国道34号線から駅前に入ってきます1号線、駅前から県道鹿島嬉野線のほうに抜けますのが2号線、医療センターの前の交差点から下野のほうに、一丁田線のほうに抜けるのが3号線となっております、その3つの路線について整備を行うものとなっております。

以上です。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次、宮崎良平議員。

○6番（宮崎良平君）

これも取り下げます、理解できました。

○議長（田中政司君）

これで歳出20ページから21ページまで、第8款、土木費についての質疑を終わります。

次に、歳出22ページの第9款、消防費について質疑を行います。

22ページの1項、消防費、4目、防災行政無線費について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに、諸上栄大議員。

○2番（諸上栄大君）

それでは、工事請負費に関してお尋ねします。

嬉野庁舎の遠隔制御装置移転ということで予算計上されていますが、遠隔制御装置というのがどのようなものか、どのような機能があるのか、そういったところを。すみません、具体的なイメージがわからなかったもので、そこを教えていただきたいと思います。

○議長（田中政司君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（永江松吾君）

遠隔制御装置について御説明いたします。

これは、防災行政無線を構成している分の一部になります。防災行政無線本体、サーバーのほうは塩田庁舎のほうにありまして、塩田庁舎、嬉野庁舎両方で放送ができます。それぞれに総合放送装置というのと、遠隔制御装置というのがついております。普通はパソコン等に入力して放送をしているんですけども、それが総合放送装置になります。

それとまた別の機械として遠隔制御装置というのがあって、これはパソコンで入力せずとも、肉声で話すことが、直接放送ができるという装置が遠隔制御装置になります。これは、どちらの方法でも、入力して放送ができるようになっていますので、その一つの遠隔制御装置のほうの移設ということでございます。（「わかりました。あと2回ですよ」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

そいけん、工事請負費で3回、備品購入費で3回。（「備品購入費で3回ですね」と呼ぶ者あり）ここは節が違う。諸上栄大議員。

○2番（諸上栄大君）

そしたら、遠隔制御装置に関しては大体イメージつきましたので、それで結構です。

次に、備品購入費のほうに移ってよろしいでしょうか。

○議長（田中政司君）

はい。

○2番（諸上栄大君）続

デジタル簡易無線機に関して予算が計上されております。これは今回、無線機のほうを50台ということで予定されておりますが、具体的な配備をどのように考えていらっしゃるのかということと、この簡易無線機のパンフレットをいただきましたけれども、無線機に関して、いわゆるアクセサリと申しますか、イヤホンとか、マイクとか、そういったのも踏まえて購入していただけるのか。あるいは、今回この50台に関しては、いわゆる本体だけ購入されるのか、その辺をまずお聞きしたいと思います。

○議長（田中政司君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（永江松吾君）

まず、配備計画でございますけれども、この無線機、消防団の出動の現場で使うものでございますので、各消防団の部、33部に全てを配備します。あと、団長であつたりとか、市役所のほうの総務・防災課とか、必要に応じたところが使うようになります。残りの分についてはそこが使うようになります。

あと、台数でございますけれども、これについては、無線機本体、トランシーバーの本体と電池パックと充電器、これが今回の予算計上になっておりまして、イヤホンやマイク等に

ついてはこの中には入っておりません。

○議長（田中政司君）

諸上議員。

○2番（諸上栄大君）

そしたら各部に、33部には確実に配備されるという説明だったんですけども、現在、各消防団の各部においても小型無線機のほうを使用している状況で現場では動いている状況だと思いますが、そういう状況で、現在使っている小型無線機と、今度新しく配備をしていただけるこのデジタル型の無線機に関しては、同じ現場で一緒に使うことが可能なかどうかということと、それと、各部が持っている搬送車に車両無線がついているところもあると思いますけれども、その車両無線にも随時適応して同じ情報が流れるような使い方ができるかどうか、そういったところをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（田中政司君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（永江松吾君）

まず、今あるものと並行して使うのかということでございますけれども、これにつきましては切りかえを行っていきたいと思います。

それから、車両搭載型の分との関係ですけれども、これは車両の分もこれにかわるということで使っていきようになりますので、現場で使うやつと車両と一体化してこれにかえるというようなことですね。（「ちょっと暫時休憩を」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

暫時休憩します。

午後3時5分 休憩

午後3時6分 再開

○議長（田中政司君）

再開します。

諸上栄大議員。

○2番（諸上栄大君）

現状で使っている分とデジタル化された無線機が配備されるということで、恐らく現状で使っている分が電波法等々で使えなくなっていく可能性があるということで、そしたら現状、今度は50台配備されるということで、そのほかでも車両の分もその分で恐らくまかなっていくという計画であると思いますけれども、逆に、今後それをふやしていく計画があるのか。配備が50台、現状考えてみたら、各部の部長しか持てないという状況ですよ。今の現状から考えていけば、機械班、それと伝令に使う、実情的に言えば、各部1台だけでデジタル無線機を使用した活動が困難になってくるということも予測される、そういう問題も出てくる

と思いますけれども、今度の予算では50台。じゃ、今度、次の予算ではまた何台とか、そういう配備計画云々があるのか。

それと、全車両に同じようなデジタル型無線の搭載。現状においては塩田町の消防団の車両だけ恐らく配備されて、嬉野町の消防団の車両に関しては配備がない状況だと思いますけれども、全車両にもそういうデジタル無線機の車両搭載があるのかどうか、そういったところの考え。もしなければそういうことも必要だと思いますので、ぜひとも前向きに検討していただいて、やはり消防活動を迅速に、市民の財産を守る活動をしておりますので、ぜひともそういうふうに——小型無線機というのは災害時に重要な役割を果たしますので、1台じゃ足りない、今後もっとふやしてくれというようなところもありますので、そういうふうな配備計画等も考えていらっしゃるのか、そういったところを担当課及び危機管理監、市長にお聞きしたいと思います。

○議長（田中政司君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（永江松吾君）

今後の無線機の配備というお尋ねでございますけれども、まず、今回の無線機の購入につきましてはコミュニティ助成事業の補助金が使えましたので、それでできる分ということで50台の配備をさせていただいております。

今後、やはり活動等に伴うものについて必要ということがあれば、その点は消防団と協議をしながら今後の配備計画についても調整をさせていただきたいと思います。

車両についても同じような考えを持っております。

○議長（田中政司君）

行政経営部長。

○行政経営部長（辻 明弘君）

危機管理監としてお答えを申し上げます。

先ほど総務・防災課長が申し上げたとおり、必要なものは早急に導入をしないといけないと考えておりますので、消防団とのほうとの協議をした上で決定をしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

先ほど総務・防災課長からも答弁がありましたように、今回、総務省のこういう補助事業があったということで使わせていただきましたけれども、今後こうした消防行政に関する予算というのはいろいろ出てくるだろうというふうにも思っております。そういったものも有

効に活用しながら、より充実した活動をしていただけるような環境整備に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

次に、増田朝子議員。これは15節の工事請負費、備品、負担金、それぞれにですかね。

○8番（増田朝子君）

はい。それと、19節まで3問ですけど、いいですか。15節、18節、19節。

○議長（田中政司君）

15節、18節、19節、それぞれに3回ずつということ。

○8番（増田朝子君）続

それでは、15節。工事請負費です。すみません、これ私もまだ理解できていないところがありますが、嬉野庁舎遠隔制御装置移設とありますけれども、どうして今回の補正になったんでしょうか、移設ということと補正の理由をお尋ねします。

○議長（田中政司君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（永江松吾君）

移設の理由でございますが、これにつきましては、昨年の12月に国の会計検査が行われました。防災行政無線の運用についても確認等が行われております。この防災行政無線というのは、地震発生時においても迅速に避難のための情報等を伝達するものでなければならないということで、その配備している施設が地震発生するときにも壊れることがないような機能を有する建物にないといけないというような意見がされております。

今、この嬉野庁舎の無線というのが、嬉野第一庁舎の総務・防災課内にございますので、御存じのとおり嬉野第一庁舎は耐震基準を満たしておりません。それなら全部が移設すればいいんですけども、部屋割り上、動かすことができませんので、この遠隔制御装置だけでも別のところにあつたらこれ単独で情報を伝達できますので、その分についてのみ第2庁舎の環境下水道課の部屋のほうに移設をさせていただくということです。通常はパソコンの入力等で総合放送装置のほうで運用しておりますので、これが少し離れたところにあつても嬉野庁舎のほうでは運用上問題ないということで、会計検査の指摘等を踏まえながら移設を行うものでございます。

○議長（田中政司君）

増田議員。

○8番（増田朝子君）

嬉野第1庁舎が耐震で問題があるということで第2庁舎のところに移設ということで理解していいんですか。わかりました。

そしたら、次に行きます。

18節、備品購入費、デジタル簡易無線機購入ですけれども、こちらも先ほど諸上議員が質問されました。

説明書の1ページですね。これまで、アナログ式の無線機が何台ありましたでしょうかという質問と、今回はデジタルということで最新機に交換されると思うんですけれども、これまでどのように使い方が変わるのかとか、メリットというか、いいところを説明していただきたいと思います。

○議長（田中政司君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（永江松吾君）

まず、今までのアナログ式無線機の台数ですけれども、これについては全部で55台あります。その中には、固定式の基地局で塩田庁舎、嬉野庁舎というようなところも入っております。それから市の指令車、そういうのも含んで55台になっております。そこをまとめて、今度50台に変更するところでございます。

それから、アナログ式とデジタル式の違いですけれども、一番大きなものは音質と電波の届く距離でございます。やはりはっきり聞こえるのがデジタル式で、距離もアナログ式からデジタル式に変えますと、デジタル式で四、五キロぐらいは飛ぶようになりますので、そこが大きなメリットだと考えております。

○議長（田中政司君）

増田議員。

○8番（増田朝子君）

アナログ式の無線機が55台あったということですが、これは何年ぐらいずっとこのアナログ無線機を使っておられたのでしょうかということと、55台から今回は50台に切りかえるということの御説明が先ほどあったんですけれども、55台あったのが50台ということになります。先ほど諸上議員も言われましたけど、この50台で本当に大丈夫なんではないかというお尋ねです。

○議長（田中政司君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（永江松吾君）

まず、アナログ式の無線機がいつからあったかということですが、かなり前からありまして、今現在いつから導入していたかというのは手元にありませんので、後ほどお答えさせていただきたいと思います。

それから、台数が減った分ですね。55台から50台に減らした分につきましては、市の事務局のほうで10台ぐらい予備にそれぞれ庁舎で持っておりましたので、その分は、やはりそこ

まで予備として必要がないというようなことで、今の必要数として50台ということにしております。

○議長（田中政司君）

増田議員。

○8番（増田朝子君）

わかりました。

それでは、最後の19節の質問をさせていただきます。

こちらは負担金で電波利用料2万3,000円とありますけれども、この補正の説明をお願いします。

○議長（田中政司君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（永江松吾君）

負担金の内容でございますが、これは備品購入費で購入いたしますデジタル簡易無線機50台分の電波利用料です。1台当たり450円かかりますので、450円の50台分の計上になります。

（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

これで歳出22ページの第9款、消防費についての質疑を終わります。

次に、歳出23ページから25ページまで、第10款、教育費について質疑を行います。

24ページの2項、小学校費、1目、学校管理費について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに、山下芳郎議員。

○12番（山下芳郎君）

それでは、プールの防水工事に伴うところの使用料を先に質問します。

説明書から見たときに、小学生の通常のプールの利用というのは、私の概念的には大体6月ぐらいから9月ぐらいまでかなと思いますけれども、今回見てみますと、9月から12月までの毎週月曜日ということであります。これを民間施設の休みの月曜日を使ってプールを利用するということがありますけれども、この分は、この9月から12月までは通常あり得る期間なんではないでしょうか。

○議長（田中政司君）

学校教育課長。

○学校教育課長（山浦 修君）

お答えをいたします。

9月から12月までというふうに長い期間とっているのは、スイミングクラブと話し合いをしていく中で、休館日である月曜日であれば開放できるということで、月曜日を使って授業

を行った場合、毎年大体14こま程度泳いでおりますので、そこまでにはいきませんが、それに近い時間数を泳ぐためにはその期間が必要であるということでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

山下芳郎議員。

○12番（山下芳郎君）

課長の御答弁の中に、今回こういった不測の事態があったので、そのこまを消化するために民間の施設を利用するためには、どうしてもそういった形にせざるを得なかったということで理解してよろしいですね。

○議長（田中政司君）

学校教育課長。

○学校教育課長（山浦 修君）

お答えをいたします。

民間の施設さんが今年度6月のオープンということで、そこで動向がはっきりわかるまでには6月から使用するというのが非常に難しいというようなお話でしたので、9月であれば何とか見通しがつくというようなことをお伺いいたしましたので、そういうふうに行った次第でございます。

以上です。（「今の件は理解しましたので、次」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

次、工事請負費。山下芳郎議員。

○12番（山下芳郎君）

次の工事請負費のことで質問をいたします。

今回こういった形で補修ということで上がっております。このプールは、経年劣化に伴うところがあるんじゃないかと思いますが、いつぐらいの建設なのか。

それと、修理に2,000万円上がっていますけれども、これを施すことによってどのくらいもつのか、確認をいたします。

○議長（田中政司君）

教育総務課長。

○教育総務課長（武藤清子君）

お答えいたします。

まず、この久間小学校のプールは、昭和46年に建設をされております。建築後48年が経過をしております。

次の御質問ですが、現在、久間小学校のコンクリート躯体にも一部ひび割れが見られます。そのひび割れ部分にも補修を行った上で防水シートを取りつけますので、躯体の劣化もある

程度防ぐことができると考えております。その補修を行うことで、躯体自体の長寿命化は図られると考えております。

このコンクリート躯体に防水シートを取りつけることで、10年から15年経過後にはまた何らかの補修が必要になると考えております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

山下芳郎議員。

○12番（山下芳郎君）

約15年近くの使用に耐え得るということでお聞きしました。

そういった中で、一昨日の諸井議員の質問ですけれども、他校にもこのくらいの50年近くの年数を有するものがあるんじゃないかと想像するんですけれども、先般の一般質問と重なりますけど、各学校で持たないといかんということではなく、供用でできるような形を今回から、これを機に考える——この前、市長も答弁をなさったので、すぐにということは難しいんでしょうけれども、多角的に見直していきたいということでありましたけれども、再度よろしいでしょうか。

○議長（田中政司君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えを申し上げたいと思います。

せんだって諸井議員の一般質問に対してのお答えの際も、こうした学校プールというのがやはり維持管理コストが常にかかる。そして、学校の先生方、そしてまた保護者にとっても負担がかかる。そして、子どもたちの泳力向上のためにも、こうした民間の施設を活用することはいいのではないかと、さまざまな角度から学校プールを1校に1つ配備するのではなく、集約、もしくは民間施設の活用ということを視野に検討を進めてまいるとその旨答弁をさせていただきました。一方で、このプールというのが現に目の前で使えなくなっているということでございますので、一応今回は補修の費用を計上しつつも、民間の施設、今オープンしたてということで課長の答弁もありましたけれども、まだ先の見通しもできない中でありますし、相手のあることでもありますので、そういったところは同時並行で交渉を進めながら、ただ、もしその利用がかなえばこの工事はもしかしたらしなくても済むかもしれませんけれども、一応予算としてやはりこれはお願いをしなくてはいけないと思ひまして、今回お願いさせていただいたところでございます。

以上でございます。（「以上で終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次に、山口卓也議員。

○1番（山口卓也君）

先ほどの答弁と諸井義人議員の一般質問で大体わかっておりましたので、③の通告は取り下げたいと思います。

素朴な疑問ですけれども、夏場にプールを使いますけれども、夏場以降にこのプールの改修をしなければいけなくなった背景、事情があると思うんですけれども、そこをまずお伺いいたします。

○議長（田中政司君）

教育総務課長。

○教育総務課長（武藤清子君）

お答えいたします。

この久間小学校のプールについては、以前から劣化について把握をしておりましたが、プールの状態を検査する学校薬剤師の方からも指摘をいただいております。このままでは今年度の使用ができない状態だということもわかりました。その後、何とか応急処置をして授業ができないか事業者にご相談もしておりました。また、プールが使えない場合には民間のプールを利用することについても同時進行で相談しておりました。

それで、ことしの5月に実際にプールの水を抜いて業者に見てもらったところ、予想以上に劣化が激しく、プール全面にわたって塗装が剥がれていたために、応急処置も難しいということになりました。

また、スイミングクラブについては、定休日の受け入れを御承諾いただきましたので、学校とも協議し、改修を行って、ことしの水泳授業は民間のスイミングクラブで行うという判断をさせていただいたところです。

改修する方法と民間のプールを利用する方法の協議と検討に時間を要したために、6月の補正の計上となったところでございます。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

山口卓也議員。

○1番（山口卓也君）

そこでなんですけれども、諸井義人議員の一般質問で、他のプールの状況もお伺いされていたと思いますけれども、同じような状況がほかの学校で起こったとき、同じように夏場使う前に実際に使えるかどうかわかるよりも、事前に把握をされて、計画的に補修をされるというふうなことが大事だと思いますけれども、現時点で早急に改修が必要なものがあるかどうか、そういったところは把握されていらっしゃいますでしょうか。

○議長（田中政司君）

教育総務課長。

○教育総務課長（武藤清子君）

お答えいたします。

市内のほかの学校プールについては、やはり塗装の劣化が見られるプールが数校ございます。久間小学校を除く塩田地区の小学校は築約45年を経過しておりますので、塗装の劣化やプールサイドの傷みも見られます。

嬉野地区では、轟小学校についてもプールの塗装の傷みも見られております。ただし、緊急の補修が必要というまではございませんけれども、今後、数年後には改修が必要になるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

山口卓也議員。

○1番（山口卓也君）

今後、学校でも個別施設の管理計画なんかも策定されるということでしたけれども、そういったところに反映させながら計画的に補修をしていくということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（田中政司君）

教育長。

○教育長（杉崎士郎君）

ことし、一応今回の予算でお願いしているのは、民間のプールをお借りしますので、それが9月から12月までにかけてです。温水プールですので、必ず水泳は夏にしくちゃならないということではないわけですね。したがって、そういうことからすれば、今度民間施設を使わせていただいて、そして久間小学校の予算は予算で手配をしておいて、そして民間施設で効率よくいけば、塩田地区内の3小学校あたりはうまく年間の中でカリキュラムを組みかえてやっていける方法はないのかなと、そういうことも視野に実は入れているところです。

とりあえず9月から11月いっぱいまでやってみないと、業者さんも初めてでございますので、そういったことを考えております。ですから、とりあえず来年度の予算に、今挙げた劣化の状況がひどいところから順番に新しく入れていくのか、そういったことも、とりあえずは今回の9月からの実施の状況を見ながら、そして、受け入れ先の了解もおとりすることにしないと、今回快く了解をして受けていただいておりますので、そういうことも頭の中に入れてあります。

早い話が、単純に改修をしていけばいいということじゃなくて、例えば集約の問題もあります。それから、メリット、デメリットもありますので、そういったことをとにかく一度やってみてということで。

県内のケースでは、伊万里市で2つの小学校がやっているぐらいでほかのところはやっていないものですから、いろんな部分での分もありますし、それから民間の業者さんですので、やってみられて、今好意的に休館日にいいですよということですので、平たく言えば、あと2校を休館日に三月ずつずっと入れていくということを、単純に想定すればできるわけですが、こちらサイドばかりの意見ではだめでございますので、とりあえずやらせていただいて、結果を見てというふうに思っております。

以上です。

○議長（田中政司君）

よかですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次に、宮崎一徳議員。

○5番（宮崎一徳君）

山下議員、山口卓也議員の質問、答弁により理解ができましたので、取り下げます。

以上です。

○議長（田中政司君）

これで歳出23ページから25ページまで、第10款、教育費についての質疑を終わります。

これで議案第51号 令和元年度嬉野市一般会計補正予算第2号についての質疑を終わります。

次に、議案第52号 令和元年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第53号 令和元年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地地区画整理事業費特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

以上で本定例会に提出されました議案全ての質疑を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。当初の会期日程では6月21日も議案質疑の予定でございましたが、本日で議案質疑の議事の全部を終了したため、21日は休会にいたしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、6月21日は休会とすることに決定をいたしました。

本日はこれで散会いたします。

午後3時34分 散会